

第7回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会会議録

日時・会場

平成16年1月27日（火）午後1時30分～午後6時10分：馬頭町役場議場

出席者

大金伊一委員
石沢明生委員
岩渕和則委員
野口勝明委員
海老原忠夫委員
笹沼英夫委員
益子尚武委員
井面明彦委員
藤田眞一委員
大金あけみ委員
大金洋一委員
小高忠夫委員
大森 茂委員
藤田博雄委員
石田和也委員
杉浦孝夫委員
星 憲之委員
高野芳夫委員
小川 通委員

欠席者

岡 君代委員

概要

1 開会

2 委員長あいさつ

一言ごあいさつを申し上げます。皆さんこんにちは、第7回の北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会に、お忙しい中ご出席をくださりまして大変ご苦労様でございます。

いろいろと検討を重ねてまいりましたが、今回適正処理方策のまとめに入っていきたいと考えております。ご協力の程お願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。

委員長

協議事項に入る前に、前回第6回ですね会議録について訂正等がありましたら、委員会終了後事務局の方にご連絡をお願いしたいというふうに思います。

3 協議事項

(1) 適正処理方策のまとめについて

委員長

それでは、協議事項の方に入っていきたいと思います。今までにですね6回の検討委員会、それから現地調査、それから日の出町の最終処分場視察等を実施して、各委員からいろいろな意見、方策等が出され検討してきた所ではありますが、本日適正処理方策のまとめということで、皆様からの意見をいただき、集約してまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうかまとめということで、今日から入っていくということでいいですね。

(委員一同賛成)

委員長

それでは、まとめに入っていきたいというふうに思います。

まず、今後のスケジュールについてですね、皆さんと相談をしておきたいと思えます。今日は第7回でまとめということになります。まとまるかどうか分かりませんが、できるだけまとめるということで第8回2月になります。我々がまとめを出したものをですね、事務局の方でまとめてもらいましてですね、答申書としてまとめていただきまして、再度皆様に検討いただいてですね、修正する所は修正して2月中旬には町長の方に答申を出したい。そのように考えておりますがどうでしょうか。今後の予定ということになります。いいでしょうか。

委員

2月中旬と今おっしゃいましたけど、最終決定として町長に答申するわけですから、今回の会議の結果というか議事録を今までのように各委員の所へ送ってもらってのことになるんですか、それともこの2月中旬の時に、いきなり出てきて事務局で作った正文というのか、それを見せられてその場でいろいろチェックをするということになるのでしょうか、その辺はどうなんでしょう。

委員長

今日いろいろまとめとして皆さんに意見を出してもらうわけですから、その内容については皆さんご承知だと思うんで、まとめた内容については当日で私はいいいと思うんですね。それでまずかったらですね、そこで修正して、そして書き直してもらって、またこの場に出していただいて、議論をいただくという形になろうかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

委員

私の意見としては、まとめといっても皆さんそれぞれご意見があるわけですから、やっぱりこうした正文化した文章にしてですね、事前配布して、そしてそれをもう一度検討して、そして当日持ち寄って修正していく方法が一番いいのではないかと思うんですが。そうでないと当日この場へ来て、このようにまとまりましたといってもこれだけの厚いものを1ページ1ページ読んで。

委員長

それはそのとおりだと、それは理想的なんですけど、答申書を事前に皆さんにこういうふうにしましょうということでお配りして、ここを修正してくださいよ、あそこを修正してくださいよというわけで皆さんにお配りするわけですが、20人の方にいろんな意見が入っちゃって、そうしますとどうですかね、まとまりますかね、意見をどうまとめたらいいですかね。いろんな意見が出ちゃうと思うんですね。ですから今日まとめとして皆さんの意見を聞いて、それを事務局の方でまとめていただいて、当日だって皆さんもう既に何回も検討を重ねてるんですから、その場でこれはまずいとか良いとか判断はできると思うんですね。そうじゃないとなかなか、皆さんから意見が出たら全部書き直して、これは全部だめだということを書く人もいるでしょうし、そうするとまとめるのは容易じゃないかと思うんですね。

委員

今委員長がおっしゃったとおりなんかかもしれないですけど、そうしたらそのまとめられ方っていうのかな、それはいわゆる今日もしあれしたとすれば、その大筋は当然ずれたんではまずいですよね、当たり前なんですけど。一応こういうことにしましょうって決まったこと、それを土台に、それを生かしたまとめ方じゃないといけないわけでしょう。

委員長

そうですね。ですから今日協議をいただいて、事務局の方で記録を取ってますから、皆さんに最後にこういうことでどうでしょうかと集めて、確認を皆さんに取ってそしてまとめたらいいでしょう。

委員

今日。

委員長

今日、最後に。それだったらいいでしょう。

委員

それならいいですね。

委員長

それはできるでしょう。

委員

どういうまとめ方するのか知らないけど、相当厳しい。

委員長

ですから、こういうふうにまとめてくださいよという意見はまとまるでしょう、今日出たのはね。例えば産業廃棄物処分場を造ってくださいよというのと、あのままでいいですよというのと、応急処置を取ってくださいよと、いろいろ意見が出るわけですよね。ですから、それに沿って皆さん意見出るんでしょうから、まとめというのは今日最後には分かるでしょうよ、まとめて皆さんに報告できると思いますよ、ある程度まではね。ですからそのまとめに沿って、この次の確認、いろいろ確認するわけですよまとめたものを、また開いてね検討委員会を。その時皆さんに検討いただいて、そしてそこでまずい所は修正をし、確認をし、それでそこで答申文を作っていただいて皆さんにお配りして、ここでまた確認をして、答申するという形になるのかなというふうに思うんですけども。

委員

その時に十分な時間が取れるんならね。

委員長

ですから私は午前中からやってもいいと思うんですよ。おそらく相当時間が掛かるでしょう。どうでしょうか、朝からやってもいいと思うんですが。

委員

私はいいんですけど皆さんが。

委員長

ですからこれ、いつまでも延ばしても。

委員

延ばすっていう意味じゃなくて、最終的にできるものだから、皆さんがやっぱり自分がこういう主張したっていうのが、そのまんま表現されないと、後で俺の言ったことが違ってたなんて、だけどあの時、時間が無いから分かんなかったでは済まない問題だから。だからその辺は充分時間を取ってやっていただかないと、という意味で。

委員長

分かりました。そういうことでお願いをしたいと思います。

委員

今議長が言っているように、適正処理の方策について、今から皆さんでまとめに入るわけですから、今日はいろいろな面、角度から検討するわけですよね、さっき言っ

たように第8回には文書化されたものを検討するわけですから。ということは時間的にも掛からないと思うものですから。今日まとめをきちんとしておきたいというふうに考えております。だから委員長の言うように、今日できるだけまとめておきたいというふうに私は考えております。

委員長

他にどうですか。

委員

やはり、まとめたものを前もって渡してもらった方がありがたいと思います。以上です。

委員長

前もってお渡しして、皆さん各々違った意見が出てきちゃったという場合、ここでまとめたもの以外がいろいろ入ってきちゃってはね、まとめようがなくなっちゃうと思うんですよ私は。

委員

皆さん結局大人ですし、特に自分が言ったことと、まとめた段階で変わっちゃう場合があるわけじゃないですか。そういうのをチェックする時間。

委員長

それは、時間掛けてやりましょうと、次回。朝からやったっていいでしょうよ、これは。そうじゃないと、いつまでもだらだらだらだら終わらないと思いますよこれは、まとまらないで。

委員

なるべくでしたら前もっていただきたいと思います。

委員長

町長も検討委員会の意見を尊重して判断したいと言ってるんですから。あの問題皆さんだって早く何とかしないと困るでしょうよ、十何年も掛かってるんですから。

委員

それぞれ皆さんの意見を的確に表現するためには、チェックする時間というのは惜しんではいけないのではないかと思います。

委員

1日前でもいいんで、前もって。読みながら意見を言うんじゃなくて、先ず読んでおいて頭に入れておいて、それを最終的な時にチェックする時間はもらっても、読んでそれでどうだというんでは、時間がやはり足りないような気がするんですよ。まとめるほうとしても大変だと思いますんで、1週間前にくださいとは言いませんけども、1日前でもいいと思うんですよ。それで読める人は前もって読んでおいて、それで当日意見を述べると。もちろん読んだから事務局に違うじゃないかと前に電話するとかですね、そういうことじゃなくて、やはり前もって1日ぐらい時間をいただけれ

ば、読めることは読めると思いますんで、そのぐらいの時間でも最低充分だと思えますんで、何とか事務局でがんばってそうしていただければと思うんですけども。

委員長

いろいろご意見がございます。前もって配布してくださいよという意見もございますから、そのように努力するように事務局の方をお願いしておきましょう。1日でも2日でも早く、そういうことでまとめに入りたいというふうに思います。

それでは、いろいろ検討してきたわけですが、どのようにしてまとめたいのでしょうかね。

委員

まとめなんですけど、まとめる中で大事なことで、お聞きしたい点があるんですよ。というのはですね、この間処分場反対の要請文がありましたよね。前に出された要請文と心配されているような内容は同じような面が出てるわけなんですけど、この北沢の不法投棄について内容的に一番良く知っている方っていうのは議員さん達だと思ってるんですよ。当初からそれに関わって討議もなされてやってたはずなんです。その中で、前に不採択になりましたよね、こういった要請文がね。その時に、議会としては寄居の方に行ったりして、いろんな調査をやられて、充分これは問題無いんだと、イメージダウンについても、別に寄居の方では振興策も取ったりなんだからしてて充分だよということから不採択を決定されたんだと思いますね。そういうことが今回の要請の中にあっては、新しい議員さんはいずれにしても、石沢さん申し訳無いんですが、ここに居ますけども議員さんがここで今回の反対の中での署名をされているということは、当時ここに、石沢さんもここに名前を挙げたりしても不思議じゃないんだと思いますけど、前にやったものの内容に何らかの過信があったのかと、もしくは悪い原因を知って知らない振りをして採択したのか、その事実、その変わった、こういうふうに変わっていった理由を教えてくださいなと思うんです。もしないで議員さんというのは、この町の町政を運営していくわけですから、我々はその船に乗って行くわけですよ、突然船長さんが別の船に乗っちゃいましたと。我々はそれでいいんだと思っていたものが船長がいなくなっちゃうわけですから、どうするんだということになったんでは困るんで。それには皆さんもこっちに乗ってくださいよというように明らかなことがあって、理解してくださいって、説明義務はあるんだと思うんですよ。そういうことをやらないと重大なことを見逃したまま処理について話し合っていて、後で失敗したってことになっては困るんで、その辺の所を説明していただければと思います。

委員長

ということは我々議員に対してですか。

委員

実質的には、手渡されたっていうのは石沢さんですので、できれば石沢委員さんの

方で、当時も議員であり、当時も不採択の説明をされたんだと思うんですね。ですからその中で、変わった理由っていうんですか、それをよく分かるように説明いただければと思うんです。

委員長

それは、この検討委員会は重大なことですけども、そこまでは石沢さんに言う必要は無いと思いますよ、石沢さんは石沢さんなりにですね。

委員

それは別に誰が悪いってことじゃなくて、そうしなければ自分達が。

委員長

ここまで検討をしているわけですから、石沢さんは石沢さんとして変わった、確かに変わったと思いますけども、それはあれじゃないでしょうかね。

委員

何かがあるんですかっていうことですよ。

委員長

検討委員会で検討したことのまとめに入ってるんですから、必要無いと思いますけどね。検討委員会で検討して来て、そのまとめが始まったんですから。石沢さんは石沢さんで、それはいろいろ。今石沢さんが言うんなら、そこで私言いたいって言えば発言は許しますけど、どうですか石沢さん。

委員

変わった変わらなかったというのは、多分言いたいことは白紙撤回の陳情書があった時に、なんで賛成したのかということだろうと思うんですけども、それはこの不法投棄物適正処理検討委員会と、そのことはまるっきり別な問題ですので、もし必要でしたら資料がございますので、個人的にご説明申し上げます。

委員長

そのとおりで、ここではまとめに入ったんですから、検討委員会で検討したことをまとめてくださいよ。

委員

聞きたい委員さんは一杯いるから、やるって言うんならやってもいいけど。そういうことになっちゃうよね。

委員長

いろいろ考えはあると思うんですが、個人的に説明をしてくださるということですから、後で説明を聞いてください。

委員

当日の議事録もありますので、いつでも個人的にご説明申し上げます。

委員長

それでですね、どのようにまとめていったらいいでしょうかね。一応事務局の方が

らこういうものが出てますけどね。皆さんにお配りしてあると思うんですが、別紙1というやつですね。ですから今までの、今まで検討してきたものを要約しますとですね、やはり最終的に答申として出すのには、不法投棄されたあの物をどうするかということなんですよ。ということは、ずっと検討してきた結果、片方はどこかに持っていきなさいよと。そして処分してくださいよというのと、もう一つは、あのまま置いてもいいですよというのと、後は応急措置ですか、この3つぐらいで最終的にはまとまってきたのかなという気がするんですがね。

委員

前回の時にですね、次回は各委員さんの意見を言っていて、それで事務局の方でまとめてもらってというような形、決定したかどうかまでは分からないですけども、そういう方法でやってはどうかという話しになったと思うんですよ。

委員長

そうすると、ばらばらな意見になっちゃうわけですよ。

委員

もちろんです。だから事務局の方でまとめるということだったと思うんですけども。

委員長

そういう意見もあったということね、この前ね。

副委員長

第3回で一応、第3回の検討委員会で、全員でどうするかという案を出してますね、違いますか。

委員長

ということで、あのまま放置しておくのと、処分場を造って処理するのと、2つの意見だったように今の書類ではなってますね。そういう意見だったかなという気がするんですが。

委員

第3回では確かそういう意見だったような確かに気がします。その後何回もやってきたんで、その間に見たりしてますんで、逆にここは最終的に今回ですね皆さんの委員さんの意見を聞いてそれを元にやはりまとめた方が、第3回のは第3回でいいと思うんですけども、最終的な形でまとめていくってということですから、やはり委員さんの意見を聞いておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員長

今石田委員の方からですね、各委員個人個人意見を述べて、それを事務局の方で集約してもらおうという形がいいんじゃないかという意見ですがどうでしょうか。

(委員一同賛成)

委員

特にあれは無いんですね。事務局でまとめる方法として案。この案はそうなんです
ようやはり、別紙1の案。

委員長

ですから、これは今副委員長さんが言ったことになろうかと思うんですね。危険性
というのから見ると、小さいとか大きいとかありますよね。小さいというのはあのま
まで収めるという、それから大きいという方は県の処分場を設置したいという、この
二つの意見に要約されるのかなど。いいですかこれで。ですから、それについて皆さ
さんがどうだかということなんでしょうか。一人ひとり意見を述べてもらって、そして
後は事務局で要約してもらうという形になるんですか。

委員

前も委員長おっしゃってたけども、今までの会の進行状況からして、一つの案でま
とめるというわけにはちょっといかないじゃないかなという気がするんですよ。一本
で全員がああそれで結構ですというわけには、どう考えてもいきそうにないわけだ
から。ですからそうすると、あの時委員長さんが何とおっしゃったか言葉尻で取られ
ると困るけど、要は両論併記みたいなそういう形でまとめるしかないんじゃないかみ
たいなニュアンスの発言があったかと思うんです。ですからそうだとすると無理にま
とめるためにあれしなくてもいろんな意見が当然出るでしょうから。その辺を答申書
ですからある程度の形にするということが、また一つの証拠になると思うんですけ
ども、そういうふうにしないと、一つにはまとまらないんだから無理じゃないかなと思
うんですよ。

委員長

そうですね。私は今までの皆さんからの意見を聞いてきましてね。これは一つにま
とめるのは無理だろうというふうに私は言ったと思うんですが、今もそのように思っ
てますんで、今井面さんが言ったとおりですね、まとめにはそういう方法もあるとい
うことだと思いますね。他に何かまとめについてですね、ご意見がございましたら。

副委員長

ちょっと提案なんです。どうでしょうかね、答申書の様式あたりからスタートし
て何を盛り込むか、一応事務局の方で案1と案2と出してますけども、そうするとそ
の辺りが、答申書に何を盛り込むか。

委員長

ですから、そうですね、そういうことになりますが、先ずあれでしょうね。どう
いう方向でね、まとめていくかということですから、先ず方向性を、方向性というか
その2つの意見について、先ずは皆さんのご意見を聞いて、それから次は答申はどう
いう方向で答申するかという方法がいいんじゃないでしょうかね、どうでしょうかね。

副委員長

井面委員さんが言ってるのは、この二通りしか無いという。

委員

別にそういう意味では無いです。私は逆に例えば事務局で文書構成案1案2と書いてありますよね、そうするとそのとおりにここで意見を言わないとこんがらがっちゃうとか、まあ一つひとつについて思ってたのと言いがどうしても、人間の頭というのは便利にできてない、まあ私だけかも知れないけども、こう思ってるっていうのを言うのは楽だけども、それを一つひとつばらばらにして実施の方向、実施の主体、実施の時期、費用の捻出方法なんていうふうに区切ってしゃべれって言われると、これはえらいことになると思うんですよね。ですから一人ひとりからまあそういうことを含めた、まああれかもしれないんですけど意見を出してもらって。だからまとめが大変だと私は思うんですよ。だからさっきもまとめとそれを事務局であれしてもらった結果を見て、時間が掛かるという意味があったんだけども。だからそこん所を今日ここで決めていただかなければいけないことだけども、どちらが皆さんあれなのか、書式に則って意見を言うというのは、大変なことだなと思うんです。

委員長

ですからあれですよ、今までずっと検討してきた結果ね。大体2つの意見ですから、皆さんから聞いて、皆さんもそういう意見になると思いますよ、その2つの意見に。ですから、先ず皆さんのご意見を伺って、そして後は今言った答申案をどういうふうに作成するかっていうことを後でやるというふうに、先ず皆さんの意見を聞いたらどうでしょうそれじゃ。どうですか。

委員

答申案の1、2っていうのはまとめですからね。そっちの別紙の方で皆さんと検討すれば、自然とこっちの答申の方へも入っていけると思うんです。ですからこれを皆さんで叩き台にして検討されるのが一番いいんじゃないかなと私は思ってるんですが。ただ漠然とああだこうだ今まで6回の内容をここへ出しても仕方無いから。かなりまとまっていますから、この別紙1っていうのはね。その辺を叩き台にしてやっていった方がいいんじゃないかと思うんです。足りない分は補足しても結構ですから。

委員長

益子委員のほうから別紙1、大体皆さんこのような意見だというふうに思うんで、これに沿ってどうですかという意見が今出ましたけども。ですから、これに沿って発言してもらったらいんじゃないですか。それでいいでしょう。これに沿ってね、ということになりますよこれは。ですから、そのままそこに置いても異常無いというのと、もう一つは県営処分場を設置して処理するという、この2つの意見に沿って発言していただければ結構だと思います。

委員

この別紙1というのは、あくまで参考例にしましてですね、あんまり型にはめない

で。それぞれの意見があるわけですから、やはり意見というものを重点的に言ってもらって、そして後からこれがかくつついてくるんだと思うんですよ。ですから、言うだけ言ってもらってですね、そしてその内容を事務局の方でまとめましてね、それで答申書というものを作り上げたらいいんじゃないかなと私は思うんですよ。

委員長

これはあくまで参考で、大体こういう意見だろうということ。そうですね今までの話してきた結果はこういう意見ですから。ですから、皆さんの意見を先ず出してくださいと、聞かせてくださいという意見の方、それから今言った益子さんも大体そんなように近いような意見ですね。どうでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

それでは、そのようにいきたいと思います。

委員

その前にもう一つあるんですけども。私当初から問題にしているっていうかあれなんですけども。この検討委員会結局最終意見になるわけですよ。それにそのたまたま先程小川さんから議会の話がありましたけども。平成15年3月24日の、議長が岡さん時の馬頭町における産業廃棄物最終処分場建設に対する賛否に対する住民投票条例制定についてという議題の時に、町長は答弁の中で、私は問題の原点に立ち返って北沢地区の不法投棄物をいかに適正に処理するか再検討していると、それで来年度は公募委員を含む住民らで組織する検討委員会で最終的な方針の検討をいただくことにしておりますっていう町長の答弁があるんですよ。これからすると、いわゆる検討委員会の中に住民じゃない人の意見が入ってくるというのは、どうも今ひとつ納得できないんですよ。ですから、その辺をまあ全員がそれでいいですよっていうなら私は逆らうつもりは無いんですけども。なんかね、馬頭のことを馬頭の水馬頭の空気に関わることを、被害を受けるにしろ馬頭の人、利益を受けるとすれば馬頭の人なのに、何故馬頭の人だけで決めらんないんだっていう、なんか馬鹿にされているような気がするんですよ。ですからその辺をちょっとご議論いただけないかなと思うんです。

委員長

この適正処理委員会がね設置された時に、北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会設置要綱というのが皆さんに配られたと思うんですが、この時にこういうことでやりますよということを検討してもらったわけなんですよね。その中に委員会は20名以内の委員で構成し、委員は次に掲げる者から町長が委嘱するということで、町議会議員、知識経験者、団体代表者、地元自治会代表、公募により選考された者ということ

で選考いたしました委員を町長が付託したわけですね。そういうことから、それと同時に、今までもずっと仲間としてどうしたらいいかという検討してきた仲間ですから、委員ですから、これを外すということは、私はどうかなと思うんです。それと今までも、この前井面さんが町内の委員会とか、運営委員会とか、建設委員会とかあったけども町外の人は無かったと言うけれども、それはあるんですよ。例えば美術館建設委員会なんていうのは、半分ぐらいは外部の人でしたし、今も美術館運営委員会というの、だいぶ外部の人入ってますよね。ですからね、そういうことで私の私見ですが、外っしゃうというのはどうなんでしょうね、今まで検討してくれた委員の仲間としてね。

委員

私の認識としては、いわゆる学識経験者というもので、私が持ちえない専門知識なんかをアドバイスしていただく意味でならば納得できるんですけども、今委員長さんが当初のこの会のできた時のことをおっしゃいましたけど、そこには当然、私はその文章は馬頭住民という認識があるわけですよ、学識経験者も何も。それ以外の方は、やっぱり何ていうのかなアドバイザーって言うか、それはこういう意見じゃないですかって言うような、その場その場で意見を言っていただくというあれは納得できるんですけども、この場合特に処分場の問題とか不法投棄の問題っていうのは、住民のそのいろんな、その利害。利害というよりは何だろう、健康の問題とか影響を受けるのは住民なんですよ。だから美術館なんかの場合は、広く利益を受ける人とかは居るんでしょうけども、この問題は一番やっぱり馬頭の誰だって、よくそのいわゆる久那瀬の水を飲んでる人と飲んで無い人では、この問題に関する考え方が、やっぱり違うってなことを言う人もいるくらいなんです。だからこれはやっぱり、馬頭の住民としての責任でやっぱり、きっちり決めないと、と思うんです。

委員長

それはあの第6条にですね、委員会が必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めつつあるんですね。そういうこともありますし、それと馬頭以外の人からね、馬頭のことを真剣に考えないっていうのは、私は。

委員

それは違いますよ。

委員長

それと、もう一つはですね、馬頭を離れた方のほうが、公平に中立的に判断してくれると私は思うんですがね。

委員

アドバイスは大賛成なんですよ。

委員長

他にご意見がありましたら。

委員

今の件に関しまして、3人の学識経験者ですけども、前回はこの会議です、井面委員さんが述べましたけども。私としては、この会議においてはもうアドバイザーだというふうにずーっと考えてきたわけですよ。実際専門的な内容で議論になった時に、専門的な立場で問題をアドバイスしてくれると、会がスムーズに進行するために選ばれたんだろうと、私はずーっとそう思ってきたわけですよ。ところでね事務局に伺いたいんですが、これはあんまり聞きたくないことなんですが、あえて聞かせていただきますが、委員の手当ての内容っていうのはどうなりましたか。これちょっと説明してください。

委員長

岩渕さん、先程手を上げられたようですが。ご意見ございましたら。

委員

特に皆さんの考え方で間違いは無いんじゃないかと。私もそういう立場で学識経験者としての立場で述べてきましたし、今までの私の発言、前回の議事録を見ますと、あまり馬頭町のことを考えてないようなことを言ってましたが、私はそういう発言ではなくて、従来のままのシステムでは駄目ですよということは言ったはずですよ。その造る側、仮に産廃処分場を造るとしても、今までのやり方では危険性が大きすぎるから、新しい栃木モデルというものを積極的に提案して行って、それでやるとしてもですね、それでその何ていうか皆が安心できる管理上じゃないと駄目ですよという話しをしたわけですよ。ただ単に、それで反対する側の方もただ単に反対するというのは、これはとても簡単なことだと思うんですよ。まあ、ただ単に反対しているわけではないんですけども。世の中にはそういったいわゆる物の流れって必ずあって、最後どこに行くかっていうそういう現象は常に存在しているわけですよ。ここに造らなくとも、じゃあどこにどうしてついたらいいのか、栃木県全体の問題としてどうしてついたらいいのかっていうことを併せて考えないと駄目なんじゃないですかということはずっと申し上げてきて、そういう意味で何ていいますか、なるべくその真ん中に立ったといいますか、そういう発言に気を付けてきたつもりです。もし仮に自分がそういうその処分場の隣にいたとしても、それはやはり私は責任を持ってその傍でも何でもそれは住みますよと。それは別にかっこつけて言ってるわけではなくて、そりゃ今のままでは危険が大きいから、そりゃ誰でも嫌だろうけれども、新しいシステムを作っていくっていうことを踏まえながら、それも考慮に入れながらより良い社会の制度なり、ハードなりというものを構築していかないと我々はもう住めないですよっていう、そういうことを申し上げてきたつもりですけど。そういう意味では私は真ん中にどちらかという位置するよう気を付けてきたつもりです。で、どんな風に私を扱っていただくのかというのは、それはあのちょっと皆さんの議論を聞いてようかなと、最初手を上げましたけど止めようかなと思った次第ですけど。そこは町民では無いという、

そういうなんていいですか、ちょっと心に傷を持ちながらですね、ここに参加してしますので、そこはやはり町民の皆さんの意思というものを尊重して、それに従いたいなというふうには思います。まあ外に、宇都宮に住んでいる私としては、それぐらいが精一杯の発言かなというふうに思いますけど。

委員

岩渕先生の今のお話の中で、お詫びしなきゃいけないのは、この議事録の中での発言というのは私の発言だと思います。私としては、先生の深い心の考えまでを読み取れなかったということで、そういう発言になってしまいましたので、この場でお詫びしたいと思います。

委員

あんまり気にしてませんので。ちょっと皆さんに誤解されてるかなと思うんですよ。

委員

私も自分が委嘱を受けた考えとしては、私も行政とかで汚水とか流末とかそういった立場にありました。それから建築っていう立場にありましたから。一つの考えとしてはアドバイザーっていうような構えは、私自身は参加していたつもりです。ですからそういう事例があった場合、これは僭越かもしれませんが、私の方が県全体で見えてきたものがありますからそういう事例でもし話ができれば、こういうことがありますよということや、こういうふうにやればこうですよってことを言うスタンスで私はあったつもりです。今発言があったことに対しましては、私自身はそういう意見があれば、私は皆さんの総意には基づくつもりです。

委員

両委員の方からご説明をということであったものですから、自分も一応検討委員の有識者の欄に入っておりますんで一言、言わせていただきたいなと思います。私、今から10年前まで、馬頭で生まれてまして10年前に一応仕事上宇都宮に住民票を移して、それで会社は宇都宮と馬頭と静岡と千葉と、その辺掛け持ちしてやっておりますんで馬頭に住みたい気持ちっていうのは前々からある話で、また親父、お袋ももう年なんで、もうそろそろ帰ってこなきゃなんないかなという形で、いろいろ馬頭に関しては公害関係を始めとしているんなボランティア、そういったもので環境の啓蒙的な活動をやらしていただいております。またあのごみ処理場関係ですかね。廃棄物関係のものについては、平成3年から協議会の委員として一番古株で活動させていただいております。その都度アドバイザー的にいろいろ自己主張させていただいております。その後今回、前回の議事録をちょっと見させていただきまして、かなりがっかりしているというのもあるんですけども。それはそれとして今そういったことも有り得るかなと、それはかねがね思っています。また自分の業務が、要するにロゴマークというのがあるんですけども、それは正に天秤なんですよ。要するに自分達のやったデータが正か負かという形のもので上がった場合には、弁護士と同じように天秤

マークで表されるんですね。だから、仕事がどのようのとかで今回の廃棄物問題を考えてるということは一切ございませんので、その辺だけはちょっと念を押しておきたいと思います。そういった意味でですね、皆さん方が町民の方がジャッジをしていただけるのであれば、それに対応していかなきゃなんないかなとそういうふうに思っております。

委員

私はですね、意見の取りまとめの中に入っていたかなくてよろしいんじゃないかという意見には反対です。一つはですね、片方の案には県営処分場というものが出てきますね。そうしますとこれはただ単に、さっき先生がおっしゃったように馬頭というそれだけの問題じゃないのが微妙に絡んでるといふ所がありますから、より広い見地も、廃棄物っていう物に対するより広い見地とか、その専門的な立場からすると、あの不法投棄物をどうしたらいいのかということ、当然意見書の中に反映させていただいた方がよろしいんじゃないかということがあります。この委員会が始まりました時に、委員になった方で不法投棄物、北沢のごみを見て無い、処分場も見たことが無いという方がちらほらいらっしたかと思うんですが、その状況で馬頭の住民がなんて言うんでしょうね、自分達だけで正確な判断ができるのかと甚だ疑問な所もありますし、やはりそれはそれとして色眼鏡で見ないでですね、馬頭のごみのことを心配していただいているんだというような気持ちで聞けば、それはそれで町民の方はありがたいんじゃないかと思えます。

委員

杉浦さんの回答は。

委員長

それは、どうして手当てが違うんだと。

委員

手当てが違うとは言っていない。私は、内容はどうなってんだと聞いただけであつて。

委員長

一緒でしょう言葉が違うだけで。

事務局

検討委員さんの報償費でございますけど、委員さん3,000円で知識経験者の方3人につきましては15,000円の報償費でございます。

委員長

どうしてそれは違うんだと言いたいんでしょう。違うんですか。

委員

そのとおりなんです。

事務局

もちろん当初から予算化はしております。15,000円ということで、他町の委員会等なんかも参考にしまして15,000円ということで決定をしております。

委員

例えば扱いが同じ委員でありまして、また同じ権利を有するというのであればですね、やはり同じくすべきでないかと思うんですよ。それは予算取ったか取らないの問題ではないと思うんですね。やっぱり皆さん平らに平等にいるという考え方からすれば、やはりこれは疑問点が出てくるんじゃないですか。その点事務局の方で説明してください。

委員長

いま答弁すると思うんですが、いろいろ委員会の事例ありますよね、それに従っておそらくやったんだと思うんですね、美術館の建設委員会もどこでもそうですから。差がありましたからね。いままでの事例に従って私はやったんだろうというふうに思っていますよね。そういうことなんですから、いいでしょうようどうなんですか。

委員

ですから私は、3人は、学識経験者はですね、あくまでアドバイザーだと、やっぱりワンランク上にいるんだという、そういう所の考えを持ってたもんですから当然そうであってもかまわないんですよ。ただそういう所の差が、どう説明するんだか知りませんが。だとしたらやっぱりアドバイザーという所の立場を貫いていただいてですね、自ら北沢の最終的意見というか、そういうのは述べる立場には無いんだというふうに私は考えていたんですよ。

委員長

先程学識経験者3人の方お話ししましたが、やはりいろいろ馬頭町のことを考えてくれていると思うんですよ、専門的な立場から。そして一緒にね、今まで議論してきた仲間ですら発言が駄目なんだか、わたしはその所納得いらないんですが、どういうわけなんですかそれは。

委員

発言がいけないって言うんじゃないんですよ。

委員長

まとめに対して加わったら駄目だというのはどういうことなんだか、私分かんないんですが。

委員

先生方の意見というのは、貴重にお聞きしましたし、だからそれを踏まえて我々は考えを決めていくわけですから、だからそういうのは杉浦さんもおっしゃったけども、いろんな場でいろんなご発言をいただきましたよね。特に私なんか、岩渕先生なんかとは他の集まりでもあれしてますんで、勉強になってます。ですからそれはそういう先生方のご意見を伺って、今日言う意見が出てくるんだと思うんですよ。だから他の

ています。その位置付けとしては、住民の総意ということ、かなりおっしゃってる訳で、検討委員会の答申を重視するっていうことを、かなりおっしゃってるわけです。それで去年の議会の一般質問の答弁で、町長は処分場問題を振り出しに戻し、町民の総意で決定するという選挙公約の趣旨を、次のように説明しています。処分場建設から振り出しである北沢の不法投棄適正処理方策の再検討に戻し、町民の総意で決定したい。そのために役場内に対策会議を設置し、処理方策の調査研究を進めている。現在、公募委員を含めた検討委員会において、不法投棄物をどう適正に処理するか検討いただいている所であり、私は選挙公約に沿って進めている。このことは、選挙公約との絡みが、この検討委員会にはあるわけなんですけど、選挙公約でいうと住民の意見を尊重するという事になっているはずなんですよね。そうすると、やはり専門委員さん達のご意見は伺うのは当然だと思いますが、答申判断とか決定については、辞退していただきたいと思います。お願いします。

委員

この委員の構成でですね。まるっきり逆で3人が馬頭町民であると他が全部専門委員とか学識経験者ですか、詳しい方が入っていてそれで決めてると、これはまるっきりの話しなんです。そうじゃなくて先程杉浦委員さんが言いましたアドバイザーもしくは一段上にいるという方の立場だということであれば、尚更私はそういうふうな方の意見というのを入れるべきだと思います。ただ単に馬頭じゃないから入れないという理屈が私は分かんないんですが、要するに皆さんでより良い方法はどうかという事を考えるわけだから、その時に馬頭じゃないからっていう意見で排除しようっていうのは、どうも納得できないし賛成できないですね。

委員

今のご意見は確かにそのとおりかと思えます。またこの第6条にも必要とあるときはその人の意見を聴取するという事は第6条に載っておりますね。

委員長

これは別な人だよ。委員以外の人のこと指してんだよ。

委員

そういうことになりまして、私も馬頭町の学識者、いわゆる有識者何人かに問い合わせしました。この賛否両論ということになった場合に、学識経験者は果たして表決に賛成できるのかできないのか、して良いのか悪いのか、するのもしないのかっていう3つの案を出して、馬頭町の有識者の何人かに意見を聞きました。ある人は、最初は普通の条例ですと賛否を採る段階では、判断材料になりますのでっていうことを言ってくれた人もいました。それから、その必要はありませんよと、あくまでアドバイザーだ、皆さん素人の方が分からない時に実はこういう、ダイオキシンとはこういうものですよという説明をしてくれる人がいわゆる学識者であるということでございました。それと同時に今皆さん、高野さんが言われますように、これは町長がこの答

申を尊重するっていう段階になりますと学識経験者がやる専門分野の言葉が生きてくると思うんですよ私は。判断材料の中に入ってくるんじゃないかと、そういう懸念を持つから皆さんは意見は出してもらいたくないっていう形になんじゃないかなと思うんですよね。その辺を考えてみますと、建設に直接関係あるとするならばやはり参考意見、あの岩渕先生が言いました中立として、アドバイザーとして今までお話ししてきましたけどってさっき申し上げましたけど、それで私は良いんじゃないかなという判断であります。以上です。ただ馬頭町の学識経験者が判断が間違っていれば、それは今言われたとおりかもしれませんけど、まさか馬頭町の学識経験者ならば判断は間違えるとは思いませんので。

委員長

これは、個人の立場でこの委員会に参加して発言してくれって言うんですから、そういう意味で町長は頼んだんですよ。そしたら皆さん各種団体の代表者の人とは相談してきたんですか。そういうことになっちゃうから私は反対賛成ということではなくて、委員会の趣旨からして、これは委員の人を除外するっていうのはおかしいんじゃないかと思うんですね、どう考えても。というのは何か悪いこと、まとめるのについて何対何かで差をつけて答申すればその方が有利だという、そういうことで何か発言しているとしか私は聞けないんですが。それは無いと思うんですよね。

委員

今のに関係するけど回答にならないですか。検討委員会でいろいろ内容的に聞いてきますと先生方に、これは検討委員として何も分からないのを検討してきたんですね、そういう中にありますから、検討の中に皆さん多かれ少なかれ利害はあると思うんですよ、そんだったら一切そういうふうな各種団体とかそういうのを無くして一般公募した5人の方にお任せしたらどうだと、私はそう思います。

委員長

いろいろ考え方あると思うんですが、それもまたおかしなことで、委員会全部でこれは決めることなんですから。

委員

そういうことで私は皆さんの意見を尊重しますし、ここへ来ている方本当の利害ができていくわけですから、今委員長が言ったように。

委員長

どうしたらいいのこれ。二つの意見があるので。

委員

最終段階でこういう議論をして時間を費やしているっていうのは、甚だもったいなと思うんですね、やるんであれば当初からやるべきで、そうしないままずるずるここまで来ていて、この段になって3人の先生方が入らない方がいいって、先程議長が言われたように黒白の問題出した時に、どっちかがどっちかがというふうな計算し

てるんじゃないかと思われても仕方が無いのではないかなとちょっと感じるんですけども、ですからここで皆さんに意見を出していただいて答申を作成していくわけですが、そういう中における学識経験者としての意見、答申の中に、それを盛り込んでもらうというような形ではどうなんでしょうかね。ですから皆の意見で答申という形ではなくて、先生方は中立な立場で居られるわけですから、それ以外の所に出てきた意見を踏まえた中での意見ということで載せていただくと巧くまとまるんじゃないかなと。我々素人なんで至らない部分があるわけですから、それに対して意見をいただけるという形を取って、最終答申書の作成というふうな方向になるのが良いんじゃないのかなと思いますし。あんまりその先生方降りてくださいという、そういうのは失礼じゃないかなと思いますし、あまりそういうこと言っちゃって先程言った数合わせのような形になりますから、はなはだみっともないような話で、折角今まで議論を重ねてきたわけですから、スムーズな進行で素晴らしい答申書ができるようにお諮りいただきたいなと思います。

委員

今、折角藤田さんがいろいろ出してくれたので、藤田さんがおっしゃるようにいわゆる3人の先生方のご意見というのは、それぞれ3人を独立して、答申書は答申書の中ですけど専門委員さんのご意見として我々と別な扱いだっただらば賛成です。そういう形にしていなければありがたいと思うんですけど。

委員

一番最初から産業廃棄物をどうしたらいいかということで集まった会でしょう。そして最後になって、あなたは他から来たから、馬頭町の住民じゃないからって言うこと自体、一番最初からそれを言ったらいいんじゃないかと思うよ。本当に馬頭町の人間として恥ずかしいですよ。実際にいって一般の住民では分からないからいろいろな意見を聞いてもらって、それではこの廃棄物をどうしたらいいかと馬頭町に悪いかいいかといった場合、専門的な意見を聞いてここまで来て、そして意見を聞こうって言ったらこの人は馬頭町の住民じゃないから話を聞かないで、それは無いと思うね。それなら始まりから抜いてやるべきだったんじゃないですか。ここへ来て、そんな意見を出すなんてことは馬頭町民の恥ですよ。

委員

笹沼さん私最初っから言ってるの、議事録見てよ。最初に言ったんだよ。

委員

ここまで来て、こう言ったのでは俺らはとても顔が立たないですよ町民にしては。

大金あけみ委員

皆さんのご意見様々であれなんですけども、私の意見をちょっと述べさせていただきます。私もやはり参考人、参考の知識経験者ということでアドバイザーという見方をしてきました。ここで最終的な判断する上でもアドバイザーとしてお願いしたいと

思います。以上です。

委員長

休憩をしたいと思います。皆さんトイレ行きたいでしょうから。3時に再開します。

(10分間休憩)

委員長

それでは始めたいと思います。続けてですね、只今議論している問題について続けて行きたいと思います。

委員

一番私心配してるっていうのは、きつこの答申案がですね、2案なり3案出た場合に、町長が何を基準に判断するかっていうのを一番心配してるんだと思うんですよ。例えば町長が判断する時に、今の委員さん中で半分以上例えば3分の2の意見が出たんで、それを全て尊重するっていうふうに判断されるのか。半々なんだけども町長の判断でどちらかにするかっていうようなことを、判断基準の中で人数が基準の材料になるってことが、私一番今まで心配していることなんじゃないかなと、そんなふうに思ってるんです。それで今藤田委員の方からお話ありましたけども、その前に岩淵先生、海老原先生からも中立的な立場で考えてたし、これからもそういう形で意見を述べたいとおっしゃられてたし、そういうことで、ここはやはりこれから皆さんおそらく意見を言われると思うんですけども、どちらでいくか分かんないですけども、その場合にやはり専門委員としての中立性を守ってですね、発言していただくということを進めてほしいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長

只今ですね、石田委員の方から発言ございましたが、今言ったようなことを学識経験者もよく考えてるというふうに思いますんでね、入れてね、中にね、発言をいただくという形ではどうですかという意見ですが、どうでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

分かりました。ではそういうことで、皆さんにご意見を聞いて、それでまとめに入りたいと、まとめとして行きたいとそういうふうに思います。

それでは個人個人の意見を聞いていいでしょうか。そういうことですからね。それでは小川委員の方からお願いしたいというふうに思います。

委員

この間の件はどうなんですか、調べておいてくれるという、説明が無いですよ。

この間の委員会の中でも、一つできれば次のもできるとかってね。どんどんどんどんできていったんでは困るんだよという、それを防止するにはどういうことがあるんだと、そういうことをこの次調べておきますよという話があったことと、もう一つ誰かが言ったことがあったような気がしたんですよ。

委員長

それは民間処分場の、要するに県営の処分場ができなくなった場合には、民間の処分場はどうなるのかということですか。

委員

それもこの間話しましたよね。説明だけで結構ですから。それともう一つ誰かあったような気がしたんだよね。

委員長

その他で入ってるそうです。その他でできてるみたいで事務局の方では。そういうことなんでどうぞご意見を申してください。

委員

不法投棄物をどうするかってことについてですね、私の考え方っていうのは、結論からすれば撤去した方がいいだろうということが一つございます。それはなぜかっていうと、棄てられている物が、どのような物が棄てられているのか特定されない物を持って来てるわけだから、分からないんじゃないのかなということと、調査もやりましたけども、これはあくまでもスポット的にやってるんであって、すべて掘り返してこれがいいこれが悪いといってるわけでは無いと。そういう意味からすれば、内容物には問題があるのではないかと。それから雨が降った時に見て来たのが、ちょっと印象があるんで。北側の方は増水期には詰まってる、そういう中で、その水などは当然敷地内に流れ込んでると、地下の方にもしみ込んでるんだらうというふうに考えてるわけなんです。それによって現場の下の方ですね、土手の所は現在赤茶けてるわけなんですけども、これなどは専門じゃないから分かんないんですけども、おそらく酸化鉄なんだろうと思うわけですね。そういうことから考えれば、将来的には中の内容物も同様に出てくる可能性はあるでしょうということがあります。それと、この間も話しにありましたように、地主の問題ですね。何回も替わっていると、将来的にも替わるのが出てくるだろうということがあるわけなんです。じゃあ、あのままにしておいて事故があった時どうするんだと。その時に地主は誰なんだと。その了解はどう取るんだと。その時の本当の地主は誰なんだとか。そういった問題が出てきて、処理が難しくなってくるんじゃないですかというのがあります。それから、下の方ですね。水の監視などもやってますよね、これは県の方でやってるわけなんです。これなどは、例えば今回撤去もしませんよというような形になった時に、県の方なり町の方なりでそのまま継続されるんですか。当然そうやってきた時に、地主の方の了解は果たして取れるんでしょうか。そういった問題性は出てくるんじゃないかなって

うふうに考えます。あと事故がおきた時にですね、将来のことになりますけども。じゃあ誰に要求するのか、不法行為ってものは将来的にうやむやになってっちゃって、誰が起こしたあれなのかと分かんない時に、不法行為の責任を追及する場合などは、当然加害者の過失を立証していかなければ、当然不法行為の追求はやっていけないということになっていった時に、なお一層処理は難しくなっていくと思うんですね。それに合併とか、そういった時にですね、なお分からなくなっちゃうんじゃないのかな。そういったことから考えていけば、県が関与している間に、撤去してもらって処理をしてもらった方がいいのではないかと考えています。

委員

私も基本的に現場の撤去の方がいいんじゃないかと思います。まず事務局で作っていただきました危険性なんですけど、小さい大きいっていう表現なんですけど、大きいというよりも危険性が払拭できないというような感じかと思います。というのは杉浦委員の方から細かく説明がありましたけれども、その中で杉浦委員の結論は封じ込めとかでも大した害が出ないんじゃないかということでしたけれども、今、小川通委員がおっしゃいましたように、あれは基本的に40メートルメッシュの中で1箇所2箇所というスポットでやっているんですね。それはなぜかという、この報告書というのは、そもそも町の要請を受けた県が、全量撤去を前提に調査をしているわけですね。そうしますと、あそこにごみを置いておいてもいいという調査と、全量撤去のための調査とでは、自ずと全然違うわけで、あそこの撤去の為に調査した物をもって、ある意味大したことは無いということになりますと、例えば掘って無い所、あそこは何があるんだというのは掘ってみないと分かんない。それこそ本当、全量撤去してみないとどんな危険な物があるか分かんないということであれば、将来的なことも考えれば大きいというよりも、危険性があるからには流域の方とか、その後の被害等を考えれば撤去ということにならざるを得ないんじゃないかなという気がします。そうしますと、結果として県の最終処分場という、可能性として非常に大きいんですが、最近も知事が来て説明等ありましたけど、ハード的な面のチェックもさることながらソフト面といいましょうか、例えば監視をどうするかとか、ごみの受入をどうするかという、そういう細かい所っていうのは、町とか地元の住民との公害防止協定とか監視保全協定とかっていうふうに結ばれるかと思うんですが、そういった所で充分それこそ専門家の方とか反対している方とか交えて十分に検討してやるって、そういう必要性があるかどうかと思いますけども、基本的には本気になって検討してもよろしいんじゃないかと、私はそんなふうに思います。以上です。

委員

この後、石田委員の方から答申案を述べることになると思いますが、私も賛同していますので、石田さんの答申案に同意するということをお願いします。

委員

私もこれから石田委員が述べますけども、答申案の内容これについて同意いたしますのでよろしく願いいたします。

委員

はい、それではですね、私達はですね、今までの議論を検討して意見をまとめてみました。もちろんすべての意見を取り入れることはできませんでしたが、できるだけ多くの方の意見を取り入れてですね、まとめたつもりです。これから申し述べる意見は、事務局で作っていただいた答申書構成、偶然にもその形式と似てますので、これから意見を言われます、私の後から言われる委員さんにおかれましては、私達の意見にご賛同いただける場合は、その旨申し述べていただければ幸いです。またご賛同いただける方で、内容に修正や訂正が必要と思われる場合は、意見を交換してですね、より良い答申案にしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。また最初から話しが出てますが、答申は2案併記でも良いというようなお話もありました。2案には限らないかもしれませんが、そういった関連からですね。もし、これから私が述べます答申案ですけれども、例えば委員の3分の1以上、まあ6名以上ぐらいのですね、支持をもし得られた場合ですね、答申として認めていただけますようお願いしたいと思います。これについては、最終的には、この会の最後の所で決めていただければいいと思うんですけども、一応私としてのお願いです。それでは意見を述べさせていただきます。

当委員会は、町長の諮問により、平成15年7月より、「北沢地区に不法投棄された産業廃棄物の適正処理方策」について、総合的な調査研究及び審議を行って来ました。その結果、不法投棄物の適正処理方策について、次のとおり答申及び建議を致します。

1、北沢地区不法投棄物の処理と備中沢最終処分場建設について

北沢地区の不法投棄物適正処理につきましては、多数の意見がありました。しかし、その中でも、県営備中沢最終処分場建設との関連が大きいため、本答申に当たっては、県営備中沢最終処分場建設についても、意見を述べなければならないことを、予め申し述べておきます。

なぜならば、第2回検討委員会での県の説明において、北沢地区の不法投棄物の処理と最終処分場建設は、一つの枠組みの中で考えているとの答弁を無視することができないためであります。これは第2回検討委員会議事録の21、22頁を見ていただければ、このように書いてあります。

また、現に本検討委員会が、不法投棄物の問題を検討中にもかかわらず、県が北沢の不法投棄物を処理するために、備中沢に県営最終処分場を建設するという基本的な姿勢で事業を進めているためであります。県はすでに備中沢の適地性アセスメントをまとめて住民説明会まで行って、北沢の不法投棄物を備中沢に移転させることが、既定の事実のように推進している故であり、それ以上の選択肢は無いという方針で進め

ていることに起因します。

しかし、北沢地区の不法投棄物適正処理につきましては、県の方針が唯一の選択肢ではなく、もっと柔軟に思慮すべきものと考えます。

2、北沢地区不法投棄物の現状について

現状の北沢については、平成10年及び12年の汚染調査やモニタリング調査でも明らかなように、周辺環境への汚染拡大は見られず、不法投棄後13年が経過していることから、安定状態と考えます。ただし、不法投棄物の全てが明らかになったわけではありませんので、今後も継続して監視調査を行っていく必要があると考えます。

なお、現状の周辺環境水調査の結果は、環境基準値のおおむね10分の1以下ですが、管理型最終処分場の廃止基準、これは水処理、あとモニタリング終了ですね、は、環境基準の約10倍であり、一般的には、埋め立て終了後約10年で廃止を目指しているのが現状です。それらを考慮すれば、北沢の不法投棄物は、投棄後すでに13年が経過しており、北沢の周辺環境が現在以上に悪くなることは考え難いと判断されます。資料は事務局から出ましたNo. 8のモニタリング結果及び第5回委員会資料の中の管理型最終処分場の廃止基準によります。

しかし、本委員会でも出された危惧として、北沢の浸出水の状況を含め、全てが安定した状況を維持できるかという不安は消去できません。特に将来自然災害等不測の事態が起こらないという保証はありません。しかし、このような将来不安は、備中沢に予定されている最終処分場にも言えることです。

3、北沢地区不法投棄物に対する県の考え方について

北沢地区の不法投棄物の適正処理については、前項1の通り、県営備中沢最終処分場建設と一つの枠組みの中で考えており、不法投棄物のみの適正処理は考えていないことが現実です。しかし、ゴミについての管理監督責任が県にある事は、第2回検討委員会の答弁で明らかです。また、投棄地直下河川水、農業用水、人家の井戸では環境基準値を超えた段階で、異常時調査を行うかどうか検討すると共に、投棄地の下流浸出水については、環境基準の10倍を超えた場合は異常時調査を行い、応急対策が必要か、判断を行うと明言しており、予算も1,000万円確保していることは心強いところです。これは第2回検討委員会議事録の26から29ページに書かれています。

4、北沢地区不法投棄物適正処理方策について

前項2の検討結果から判断し、北沢地区の不法投棄物は現状のままにしておくことを提案するとともに、掘削や移動は地権者にも行わせないことを明確にしなければなりません。

ただし、県の代執行による撤去や法律の改正、新法の適用等により、予算の確保ができ、県の支障除去等の措置が可能となった場合には、馬頭町に廃棄物処理施設の設置をすることなく、速やかに対処することに、全面的な協力をすることは当然です。

しかし、北沢の不法投棄物を撤去することと、県営最終処分場を備中沢に建設することを一つの枠組みで行うことは、現状より環境を悪化させるため、これを否定し、県営最終処分場の建設要請は白紙撤回することを提案します。

また、現状より安全性を高めるためには、トラップ、側溝、覆土、これはセメント等を考えていますが、それらの仮設工事を行うことが有効と考えられますが、費用対効果や地権者の同意を得られるか等の問題もあります。従ってこの問題については、町当局が状況を熟慮のうえ、判断されることを期待します。

なお、今後もモニタリングを続けることは当然とし、浸出水の沈殿槽を造り、魚類等の生息を図ると共に、それら魚類等の生体解剖により、有害物質が蓄積されていないか、定期的に調査を行うことも提案します。

5、北沢地区不法投棄物の適正処理の定義に照らして

第1回検討委員会において、北沢地区不法投棄物の適正処理についての説明があり、その後も定義について議論してきましたが、第3回検討委員会において、定義については、庁内の検討委員会での見解であるが、当検討委員会でどのようにしたら良いか検討して頂きたいとの話が、参考人たる助役からありました。これは第3回検討委員会議事録の25ページを参考にしてもらいたいと思います。

また、第5回検討委員会では、定義については参考にすることとして、検討を進めることになりましたので、次のとおり検討結果を定義に照らして考察してみました。これは第5回検討委員会議事録の2ページから6ページです。

まず、行政の立場で選択可能であること

基本原則

定義では、住民の安全、健康及び福祉を保持すること。

これに対して、不法投棄以来13年が経過しており、周辺環境水は環境基準のおおむね10分の1以下である事を考慮すれば、現状維持は問題無い範囲と判断できる。

定義、最小の経費で最大の効果を得ること。

これに対しては、費用の発生は無い。また、上面被覆工等の汚染防止対策を行っても、最小の経費で効果は大きいと思われるが、今後の町当局の検討次第である。

定義、適法なものであること。

これに対しては、法的権限又は義務に基づき、行政が実行可能である。

定義、技術的な裏付けがあること。

これに対しては、仮設工事を含んでも、技術的問題は無いと思われる。

定義、財政的に支出可能であること。

支出は無い。仮設工事の試算は行っていないので、可能かどうか、今後検討を行う必要がある。

2番、必要な原状回復が図られること。

定義では、不法投棄物に起因する環境汚染を防止するためには、必要な限度におい

て不法投棄現場を原状、元の状態ですね、元の安全な状態に戻すことが必要になるとなっています。

これに対して、町の予算規模からして、撤去及び浄化を行い、原状回復することはできない。しかし、不法投棄物による環境汚染状況は、平成10年及び12年の汚染調査やモニタリング調査でも明らかなように、周辺環境への汚染拡大は見られず、町民の生活に危険を及ぼすレベルに無く、微量の環境汚染であることを考慮すれば無理に原状回復を図る必要は無いと判断できる。

3、住民の不安を解消できること。

これに対しては、地域住民は、有害物質による汚染の拡大を危惧しているが、北沢地区不法投棄物による周辺環境水への調査結果を、より正確に伝えると共に、不法投棄物撤去と県営最終処分場が一つの枠組みの中で行われることによる危険性も、正確に伝える必要がある。

その一例として、前にも述べたとおり、現在の周辺環境水は環境基準のおおむね10分の1以下であるが、最終処分場から出る排水の排水基準は、環境基準の約10倍である。従って、北沢の周辺環境水と比べ、最終処分場から出る排水は、おおむね100倍の濃度でも排水できることが法律で許されていることは、明らかに北沢より危険であり、不安が増大するものである。

6、今後の馬頭町のゴミ行政に対する意見

今後の馬頭町のゴミ問題、対策については、ゴミの減量化や再資源化ができる環境を作れるように行政が動くと共に、別途検討委員会を設置し、行動することを期待します。

また、現在馬頭町には七つの民間処分場建設の計画があると聞いていますが、水源地保全の観点や、将来にわたる水資源の安全確保が急務と考えられます。この観点から町議会において、水環境保全条例などを早急に制定することを求め、町民の健康と安全を願うものであります。

最後に、答申

- 1、北沢地区の不法投棄物は、現状のまま安定化を図る。
- 2、県営備中沢産業廃棄物最終処分場の建設要請は、白紙撤回する。

以上です。

委員

基本的にはですね、今石田委員が申し上げたとおり、小砂地区ではそのような意見が多くありましたので石田委員の意見に賛成いたします。

委員

小口の自治会代表という形で小口の自治会の役員、現在の役員からしますと全体の、要するに小口住民の意見を今集約できませんので、とりあえず中立という形でお願いしたいと思います。

委員

北沢の問題に対して80万㎡というのじゃなくて、北沢は5万1千㎡に対して備中沢関連として80万㎡という中でやっていくと、役場の別紙1の方策意見案なんか見ますと実際小さい方が危険性ってのがありますけども、そのまま様子を見る、そして今の安定状態をそのまま保って行った方がよろしいんじゃないかということで、石田委員の方から今言われた内容の方が私はいいと思っております。以上です。

委員

私も石田さんの意見に賛成いたします。北沢のごみを処理していただきたいというのはもちろんそういう意見であります、それについては備中沢の最終処分場が付いてくるっていうので、その辺が私にとっては納得できないところでございます。そういうことでございますので石田さんの意見に賛成いたしたいと思えます。岡委員も私は委任されておりますのでよろしく願いいたします。

委員

基本的には現在の土地の所有者が、そういう業者が取得しているということを前提に踏まえると共に、現在7箇所の申請が出ているということも踏まえてお話しをさせていただきたいと思えますが、北沢の不法投棄については、自然破壊の要因であることは間違いのないということで、捨てられ損になるということはあるとはならない。これからの馬頭町を考える時に、そういうことはあるとはならないということで、できる限りの適正処理をして原状回復を図るべきではないかなというふうに基本的には思えますが、前段で申し上げましたように、民間の処理業者が馬頭町のあちこちで計画をされているということでありますので、それを防ぐ方策というのは必要なというふうに思えます。ただ、県の管理型処分場建設と民間の処分場建設、両方とも造るということにおいては、そういう施設を造りやすくなるというような因果関係が生じるようなことがあってはならないと思えますので、いつまで経っても処理場と県の最終処分場であっても、民間の処理場であっても、いつまで経っても住民の不安というのは拭えないいつまで経っても怯えていなければいけない。こういう現状は何としても、このここから見ても素晴らしい風景の中で暮らしている我々が、そういうことを感じながら何故生きなければならないのかなということを考えながら、今造りうる最強最大の処理場であっても、現代のごみ社会であっては、私が今日ここまで来る中で山間地、田んぼの中とか道路を通ってくる中で、ごみ捨てポイ捨てが大変甚だしい。バッテリーはあります、家電製品もあります、あらゆる物がその現場で棄てられている状況を見る限り、今こういうふうにして処理場を問題として話し合ってはいますが、当町においても分別収集やリサイクルやっちはいるかなと思えますが、まだまだ一般の個人個人にまで、それが浸透していないのが現状ではないのかなというふうに思えます。私も何度か道路端のごみを拾い上げたりしたことがあります、それはいつまで経ってもイタチゴッコでありますし、細かいことですが、そういうことができ

ない限りにおいては、いくら安全だといわれる処理場ができたとしても、どこかに穴が開いていて、処理場の施設が穴が開くということじゃないですよ、そのごみ行政の中でどっかに穴が開いていて、いつまで経っても不法処理をするような民間業者が後を絶たないのではないかなというふうに思うんですね。ですから、それを無くするためには、国レベル、県レベルその上のレベルからごみを真剣に考えて行ってほしいなというふうに、今回こういう委員に選ばれた中でそんなことを考えながら、これから民間の処理場のようなものが町内に沢山できるということになれば、観光、環境の上においても大変なマイナスになるわけですから、ここで一生懸命ごみの問題を話し合っているわけですから、そういうことが一つも起こらないきれいな町になるような行政指導というものを求めたいと思います。以上です。

委員

私が言いたいことを藤田さんに全部言われちゃった気がしますけども、ごみの問題は本当に緊急の問題だと思うんです。ですからせつかく私共7回ですか、にも及ぶ検討委員会やって、ごみのことはあれしたんですから、ぜひこういう知識を元に地域でごみを出さない、ごみの減量化は国レベルでは前の検討委員会の時にも言ったかなと思うんですけども。ぜひその生産者がごみ処理の費用をあらかじめ価格に載せて、そして例えばテレビなんかのごみとして出た時に、その時に消費者に負担させるっていうようなシステムになってるから不法投棄されるわけですから、そういうのきっちり国が法的に措置をして不法投棄が無くなるような行政ってのができるように、ぜひこれは議会で国に働きかけて、そういう方策を議会で取っていただきたいと思います。それから藤田さんとダブりますけども、ごみっていうのは出すのは当たり前みたいに今各家庭であれしてますけども、ああいうものもぜひその減量化、それから私なんか商人ですから過剰な包装、あるいはビニールの袋なんかは、できる限り少なくしてできればお客さんの方から辞退してくれると助かるんですけども、そういう軽量。それからこの間たまたま那須の方へ行った時に、土曜日だったんですけども、地域の子供達がビールの瓶を集めてお父さんがトラックへ載せて回収をしてました。これは馬頭でもどこかの中学校かでやってるというのを聞きましたけども、こういうこともぜひ全町規模で家庭も含めて、そういうごみ処置っていうのは、ぜひきっちりやっていたかないと困ると思います。ですから石田さんの案に賛成なんですけども、ですからそういうことも石田さんの文章に入りましたけども、なお強く要求したいと思います。それからあと2点程なんですけども、これちょっと先程、これは反論してもいいのかな、高野さんのご意見の中で撤去を前提とした調査の仕方と、そうでない場合ではデータが違うっていうお話があったんですけども、私共はこれ提出されたデータで今までずっと議論してきたわけですよ。それはその提出されたデータの信憑性を疑っちゃうと、これは議論になんなくなっちゃうと思うんですよ、もう一度会を進め直さないで、ですから私なんかは、当然町から事務局から出された環境基準とか排出基

準そして投棄地の浸出水とか、何かに対する調査結果というのを全面的に信用して当然石田さんのような見解は出ましたんで、これはいじらないでいただきたいと、そうじゃないと検討委員会へ町から出されたデータがおかしいっていうことになっちゃうとどうしようもないことになるんじゃないかと思うんです。それからもう一つ、あの県に対してぜひ協力をお願いしたいんですけど、この間たまたま知事さんが見えになってお話がありました。でもああいう時に、政治家としての姿勢だと思うんですけども、ある有名人の名前を騙るような行為、つまり岩村和朗さんが産廃処分場を造ることに賛成だというようなことを二百何十人もいる前で言いましたよね。知事は岩村さんがそうおっしゃったっていうこと、ところがたまたまお嬢さんが居らして、父の所に電話したらそんなことは言って無いし、そして父は反対だっっていうようなことを、こういうことはもうあの私共、知事とか、まあ町長さんもそうなんですけど責任のある立場の人がうそを言うってのは、もってのほかだと思うんですよ。だからそういう上司の下で働いてる職員は、どういうことをやるのかなって、そっちまで疑いたくなりますんで、これはぜひ町民の声だと思うんです。あそこにいた方の相当数が何てことだと思ったと思うんです。ですからその辺は、ぜひ何か機会がありましたら私等は知事に面会することもできないんで、私個人でもいいですから検討委員会であらう意見があったっていうことをぜひ伝えていただきたいと思います。石田さんの意見に全く賛成です。以上です。

委員

今、井面さんから話があったとおりです。私達は町内にある国道293号線の川戸道という伴陸峠の手前に山林がございます。そこへ観光客でしようが毎回、月に一回づつ掃除してるんですが、軽トラックで半分ぐらい、ゴミ袋で5つから6つ、棄てていかれてるんです。それを根気良く、もう5年この方清掃してますが、そういうことで馬頭町は本当に一生懸命やってはおりますけども、そういう棄てられる環境にあるのかなと思っておる次第です。この検討委員会でも自然災害等があつて、いつ北沢の棄てられてる危険物が流出するか分からないというその危険な町であつてはいけないというふうに私は思つて、今まで検討委員会で行ってきました。過去13年ですね、この問題について皆さんでいつも検討しておつたんですけども、時の流れに任せて現在まで来てるということで、大した進歩も無く現在まで来てるといふようなことなもんですから、このままこの検討委員会もですね、時の流れに任せるといふようなこと無く、先日知事も来て確約してつたとおろ、県営処分場を設置して全量撤去すると。そして安心した町を作ろうじゃないかと皆で努力しましょうと言われたことを私は強く感じております。ですから私としては、やはり県営処分場を造つて、全量撤去といふことに向かつて行きたいといふふうに考えております。以上でございます。

委員

私は農協の理事の方から出たわけですが、この前も第3回ですか、その時に言った

ように、今の棄てられた物はいつまでも悪い物は出てこないという確信があれば、処分場を造らないでそのままの方が結構なわけですが、それがはっきりした危険物が出ないという確信も無いし、例えばこれから処分場を造った場合、処分場を造ってそれもあるという場合、お互い出るか出ないか分かんないわけです。造ってみないことには分かんないわけですし、例えば農業団体でありながら、例えばそういうものが出て、例えば農産物に風評被害が出た場合、誰が責任を取るかと、その責任問題を私は一番重視したいと思うんで、責任ということになりますと県で造ってもらえれば、県で責任を取ってもらえるというようなことから、私はそのままにしないで廃棄物を処理していただくような最善を尽くして県で最終処分場を造っていただければ、例えば万が一あった場合、県に責任を持ってもらえるということで、私達は造ってもらって、造るからには最善を尽くして、なるべく危険の無いように造っていただきたい。それと例えば県営処分場ができれば、民間もできるというような意見も聞いてますが、なるべく例えば県で造った場合、要するに周りに造らないで県の処分場を利用していただきたいというようなことで、なるべく許可をおろさないようにしていただければ私は結構かなという考えです以上です。

委員

私の意見を述べさせてもらいますが、先程のお話で中立性ということになりますので、この別紙1でいうと、そのまま様子を見る処理方法と県営となってくると、という立場になるとちょっと意見が述べづらいついていうことがありますので、それには触れないで今まで聞いた中で私の意見を述べさせてもらいます。この、そのまま様子を見るっていう中での方を先に見ますと、話の中でちょっと触れてなかったんですが、やはり一番心配するのは、あのままで堰堤を造って止めて、それから排水のバイパスを造ってやるとしても、自然災害ですね、那須みたいな鉄砲水が出たら、そういうことは何年かに一辺の自然災害ですが、過去の事例を見れば、無いとは言いきれないです。そうすると那須のちょうど道の駅と東山道ってあった三蔵が原かな。あれ本当に鉄砲水で大きな石までそっくり流れて行っちゃったんですね。という、先ずあの沢もあの後私も見せてもらって行ったんですが、先ずあそこに入る流域面積というのは、雨が降ったらあの沢にどのぐらいの地区から入ってくるんですかというのをしなくちゃならない。そして、それならその入る流域面積の立木の伐採とか、そういうものを禁止しとかないと、あの地区だけから水が入ってきちゃうということで、あそここの沢に少なくするんならば、汚水の入るのを極力減らすというのをですね、考えないとならないんじゃないかなというのはあります。流水を下げる、伐採を止めるということで現状よりも水が入らないというのが一つは必要じゃないかなと。それと同時に、先程監視はするってことですから安全とかそういうものを定期的にやっぱり地域の人に公表していくということ。動きが分かるように刻々、しとく必要があるんじゃないかなというふうに思います。それから今度は、こちらの県がやった場合でも、県

だから行政だから安心だという姿勢じゃなくて、やはり常に監視体制を早く確立して
いって、その監視体制に基づいた情報を皆に公開していくということは、これは大切
なことではないかとは思いますが。それはなぜかと言いますと、皆さんも新聞でご覧の
とおり鹿沼市の事例ですが、あれも行政がやってんですが、やはり行政だけっていう
んじゃないかってこういうごみなど、県だから安心という安心感じゃなくて、充分とちや
んとチェックしていく。チェックしたものをバランスよく両方公開していくというシ
ステムを作っていく必要は私はあるんじゃないかと思えます。以上でございます。

委員

先程石田委員の方から、案的なものを聞かせていただきまして、内容的にちょっと
かなり多いんで、今すぐ即答という形では答えられないんですけども、その中でい
くつかちょっと気になった所があります。それは安定状態ということですけども、今
まで会議の中で還元安定状態というのが問いただされたと思うんですけど、その中で
前回ですか、還元状態が崩れてると、年間通して半分半分というようなそういう形に
なってると思えます。それをもって安定状態ということはちょっと理解ができないじ
ゃないかなと、後はその実際問題容質量という考え方で物を言ってますけども、じゃ
実際問題中に入ってる全体量はどうなんだということを考えた時に、含有量試験の方
もやってありますので、その辺まで踏まえないと何とも言えないんじゃないかと。そ
れと後は排水基準、産業廃棄物処分場の方ですか、排水基準ということですけども環
境基準の確か10倍ですそれは。ただし、その10倍で流している処分場はありません。

委員

この前も県知事が来た時にそうおっしゃってるんですよ。ダイオキシン10ppm
という話があった時に、それでは出さないと云ってるんですよ。じゃあいくつで出す
のかというのは明確になってないし、普通私達的に考えれば環境基準よりも低い値で
出すっていうのが一般的な話しだと。初めは私もびっくりしたんですけども、そうい
うふうに思うと思うんですよ。なぜ環境基準で決まっているのに、環境基準よりも悪
い状態で流していいのか、普通そう思うと思うんですよ。だから例えば、これが明ら
かに環境基準よりも低い値で放流するとかね、そういう明確な値。ただ、今は排水基
準よりはそういう値は出しませんよと云ってるだけなんですよね。だから私の今知っ
ている範囲では、ここまでしか言えないわけですよ。これが例えば明確に、じゃあ国
で決まっている排水基準の半分ですよってなれば、ここに半分ですって書きますし、
それが分からないから今分かっている範囲でこれ書いてるだけなんです。

委員

まあ他の事例なんかを見ても、排水協定結びますよね。放流協定とかそういったも
のでこういったものは縛られる形なんで、一概に排水基準で流すから何倍というよう
な微妙な。

委員

今情報がある、この検討委員会の中である情報の中でまとめたものですから。そういう情報が、どこかではこうだし、これから県ではこう決まっていますとかね、そういう情報があるならば、それを元に作成することができたんですけども、今分かっている情報としては、これしかないので一応こういう形でまとめました。

委員

あとは今まで底地がどうなっているか分からないとかですね、不法投棄された一番底面がどうなっているか分からないとかという話しを自分出していると思うんですけども。結局、あの防水シートなりの上にそういった不法投棄があるのであれば、それは勘案次第で問題無いのかなというの也有ります。ただし、あそこは自然の状態で埋められた、不法投棄されたわけです。あとはあれが構造物としてちゃんとなってるかどうかという確認も逆に言えばされて無い中で、あれをそれじゃ未来永劫じゃないですけども、あの状態にしておいて安全ですということは、ちょっと言えないんですよ、どうしてもね。

委員

安全ですとは言っていないですよ。危険ですけど安定していますよね。安全だなんてのは一言も言っていない。

委員

安定というのは、今までの経緯ですずっと来ているに過ぎない。

委員

だからその経緯的に安定していると言っているだけで、将来に危険があるってことも言っています。

委員

それが確認できない状態、今はそうですよね。

委員

だから確認できませんということも述べているんですけども。

委員

じゃあその辺のあれをですね、はっきり言ってちょっと今見たいんですよ。今言われた中の内容をチェックしたいなと思ってます。もしよかったら時間いただければ一日もあれば充分だと思いますので、コピーいただいて、それから意見を提出するというのでどうでしょうか。

委員

あの意見と言われますと、それは。

委員長

意見じゃなくて結論を出してください。

委員

結論は中立な形ということなんで、中立という形なんで。

委員長

中立。

委員

結局、石田さんの言われている内容的なもの、はっきり言えば、その内容が全部把握しきれてないんですよ。

委員長

それはそれで、この問題についてはどういう意見ですか。

委員

ですからその、先程言ったように、今までずっと言ってますように、あそこが安全な還元状態じゃないという形になっている話なので、それを100パーセント安全に対応しようと思えば、あれは完全に撤去しなければならないというふうに自分は思っています。またその方法論として、金が掛かることで町ができないということであれば、県に頼む他は無い。ただ県は代執行できないと言っている以上、処分場しかない、消去論から言っている話です。以上です。

委員

撤去するかどうか、それは撤去した方が良いに決まっています。で、処分場はどうするか。処分場も、これは必要です。結論から言います。ただちょっと待っていただきたいのは、馬頭町にすべておっ被せていいのかというのは、また別の話しじゃないかと思うんですよ。それは以前にも私は申し上げて来たつもりです。といたしますのは、やはり処分場というのは我々が人間活動、社会活動をやって、生きている、物を使っている限りは必ず今の段階では必要、出てくるもので、だからこそ、そのいわゆる環境保全と処分場の共存といいますか、そういうものを新しい枠組みを目指さなければいけない。そうしなければ、この先我々のごみに対して白旗を揚げなければ、揚げましたよとそう宣言したものと同然なんですよ。ですから自分たちの尻を、言葉はちょっと悪いですけど、尻を拭う、それさえも拭えないのかということになってしまうんですよ。そういう意味で只、今までのごみ行政が果たして良かったかという、そうではなくて、今までのやり方ではなくて、別のもっと新しいやり方をという所まで踏み込んでほしかったという気がします。そういう意味で石田さんのおっしゃった内容というのは、非常に良くできていて皆そりゃそうだというふうに同意できるものですけども、できればその何ていうか、臭いものに蓋をしてしまったなという所が率直な感想なんです。できればもう一歩進んで、我々が生活している自然を守りながらどうやって出てきた物を安全に、人類に優しく管理して行くのかという所まで出てきてほしかったなというふうな気がします。ですからそういう意味でその、何故そういう発想が出てきたのかっていうのは良く分かるんですよ。いわゆるごみ行政が遅れてるといえるのは確かなんです。それで過去のいろんな、その事例を見ているから、

それでやはり恐怖心というか、安全じゃないんじゃないかということは、それは植えつけられるのは同然だと思うんです。一般廃棄物に関しては、例えば3Rとか、いわゆるリサイクルとか、リユースとか、リダクションとか、そういういわゆる際利用、再資源化、減量化、そういうものが合言葉のように言われてますが、産廃に関してはなかなかそういう所までは進んできてなかったというのは確かに実情です。東京都でも結局は産廃に関しては、ほとんど野放しといいますか、そういう状態で来たことが地方が犠牲を被っている、そういう構図になっているというのも良く分かります。だからこそ、そのまま、今のまま蓋をしてしまうのではなくて、こういう機会から新しいものをどうにかして考えて行けなかったのかな、もう少し確かに時間も必要ですし、もう少し時間を掛ければ何とかなるかもしれませんが、人と自然といいますか、人も大きな意味では自然の一部です。人と自然ということではなくて、自然が今後も持続して行けるような掃除といいますかですね、我々が生きて来た跡を濁さないように、そういう意味で我々が自分で自分達の始末をする、そういうことを考えなければ我々の将来は無い。そういうふうを考えてます。一応今の所の見解です。

委員

私は、基本的には先程石田委員が発表したとおりの賛成するわけです。理由としてですね、前回の検討委員会でも問題になりました、県営処分場ができれば民間処分場はできないのかというお話しに対しては、拒否する問題はありませんという、いわゆるその備中沢に処分場を造っても民間処分場の可能性もありますよというニュアンスの元を発表されますとですね、この今日提供されました資料ナンバー2の北沢の登記の変遷というのも、H氏からU氏に行って、Y氏に行って、O氏に行って、S氏に行ってというふうに、これが生きてみたいに動いてるわけですね、ということは地権者にももちろんのことだと思うんですよ。そうすると最終的には、平成4年の8月25日に南那須町のT氏に行ったんですが、平成5年の8月18日には足利市のS氏に行っている。そして今度は、平成11年5月20日には烏山町に戻ってきている。北沢のごみはこのような動いて不透明なのを、何で備中沢に処分場できたからそれ持ってきますということが出来るのか。そういった不透明な点がね、まだまだ沢山あると思うんです。その石田委員の先程の資料の中で、いわゆる水環境保全条例。これは前回の検討委員会では、議会において馬頭町は民間も広域も処分場は造れませんよと、100パーセントとは言えなくても90パーセントぐらいは役立つかも分かりませんので議会においてそういった条例を制定すべきだということを前回ご提案しております。ですからこれからの問題としては、処分場云々じゃなくて、ごみを資源化するっていうことも前回私言っておりますので、ごみを資源化する方法、例えば備中沢に棄てなくても、これをエコセメントの資源に加工だというようなことになれば、これは馬頭町だって雇用の問題も、それから250億、170億という大きな金が来るわけですから、落ちるわけですから相対的に地域活性化の問題も出て来るんじゃない

いだろうか。だからこれは、こう少し官民一体となってですね、北沢のごみの問題をこれから末永く検討してどうしてもだめだという時なら造ることもやむをえないと思いますよ。これは県でもそういうこと言ってるわけですから。ですけども、当分は今石田委員からお話ありましたようなことで処理していくのが適当かなという意見でございます。以上です。

副委員長

第1回の検討委員会の時に、各種団体の代表であっても個人的な意見を言えるってようなことだったと思います。しかしながら何とでもこう、各種団体の中でどんな考え方をして、どんな意見持ってるかというようなことを知りたいってこう思います。1月14日にですね、馬頭町大字自治会長連絡会で、ここに私含めて5人の自治会長さんが居りますので、もし私が言ってることが間違いがありましたら訂正お願いしたいと思いますが、連絡協議会の主な議題は町村合併のことなんです。町村合併のことだったんですが、その後私から特に事務局の方へお願いして時間を取ってもらいたいと、この北沢の不法投棄物について、自治会の皆さんどのように考えておられるかということで時間を取ってもらいたいということで始まったんですが、なかなかやっぱり発言が無いんですね。お互いこうなんとなくけん制というか、なかなか発言が無かった。その中で一つだけ皆さんに伝えておきたいのは、そう言っちゃ個人の名前が出っちゃうといけないんですが、多少水道のような上水道関係に詳しい方らしいんですね。とにかく、北沢にはああいう不法投棄物があったんでは、馬頭の上水道は何れ汚染される。こういう断言があったと思います。如何ですか自治会長の皆さん。

委員

私は北沢っておっしゃらなかったような気がするんです。

副委員長

いや、あの場合ね。

井面明彦委員

投棄物があつては心配だと、水を汚すからという。で、私は当然あの、それに付随して、その下流に最終処分場ができるわけだから、そうするとそれも含めて大金さんはおっしゃったのかなと思ったんで、私は賛成なんですよその意見に。

副委員長

あの、こういうことを言いました。町村合併協議会ですか、その中でも北沢の不法投棄物を撤去するような運動をしてもらいたい。如何ですか。

委員

そんな話しあったですか。

副委員長

合併協議会のメンバー居ましたよね。

委員

居ましたですね。

副委員長

その人に合併に関して、合併と共にですか、合併の方でも不法投棄物の撤去をやってもらうようにしてもらいたい。私はそういうふうに理解した。それはそれでいいですけれども、そういうふうな意見をお持ちの方が居られました。

委員

それは大金さんあれでしょう。合併した時点でどういうふうな考えでいるかというような方法で投げ掛けた問題なんですから。

副委員長

お願いしますと言いましたよ。合併協議会の大金進自治会長、彼がそういうふうにしてもらいたいと、お願いしますと。

委員

それは大金さんの方で、私が言ったのはどうするかということだけで言っただけですよ、それはね。私もその時は意見を言ったわけですよ、町村合併された時これはどういうふうなことでいくんだということだけを言ったわけですよ。

副委員長

議事録は無いんですよ。

委員

その意見は小高さんですよ言ったの。

委員

片根の自治会長がそう言ったのだから付随した言葉で、結局これからの問題としては上水道の件ですか、上流にそういうものがあっちゃならないというようなことも付け加えて言ったのは処分場ですよ。

副委員長

小高さんの意見も分かりましたけど、片根の自治会長さんの方からは、要するに北沢地区の不法投棄物があったんでは、いずれ馬頭の上水道は汚染されると岩盤と共に言ったでしょう。

委員

それも言ったかも知れないけど、そういう意味じゃなかったような感じしますね。それをなおかつ、備中沢へ移動すれば、ものすごく被害が大になるからということを書いてたんじゃないですか、あの時は。

副委員長

どうですか、他の自治会長さん立ち会っていただいたんですから。私はそういうふうに理解したんですがね。片根の自治会長さんは、要するに馬頭の地層というのは岩盤の上に地層になって、水源地というのは全部岩盤の水が使われてんだと、いずれ北沢地区の汚染が馬頭の上水道に汚染されるであろうと。私はそういうふうに理解した。

自治会長の中にも、かなりそういうその北沢地区の不法投棄についての心配をする方は居るわけでございますね。

それから私個人の意見になりますが、世の中何が起こるか分からない。那須の水害はあれですよ、平地に1,000ミリ以上の雨が降ったんですよ。1,000ミリというのは1メートル以上ですよ。それでとにかく人が流され、家が流され、牛が流され、実は今から3年前なんです、那須高等学校の40周年記念に招待されて行ったんですが、私3年通ったのに全然家が分からなくなってますよ。それぐらいの水害の被害っていうか災害が大きかったんですね。1メートル以上ですから、北沢地区のあの所に1メートル以上の雨があったら、ちゃちな堰堤なんか造ったって、全然乗り越えますね、水が。今埋まっている不法投棄物は全部、ほとんど全部、その北沢下流域に流されて田んぼであろうが畑であろうが、今埋まっているであろう不法投棄物が散出するわけですよ。そんなことを考えて、それじゃ何年後かと言われると、何とも言えないんだけど。那須災害の場合は、そういうわけで本当にあのひどいあれでしたよね。山林が流されて。

委員

今の北沢の問題で大金さんが言ったと、片根の自治会長さんが言ったということじゃなくてね。片根の自治会長さんは、結局備中沢の問題を言ってくださったんですよ。それは小さいながらもね、小口の自治会長さんからもそういうお話を聞きましたので助け舟を出していただきましたので。

委員長

それじゃ結論を出してください。

副委員長

はい。だから私としてはとにかく、そういう所にある不法投棄物は、撤去するのが一番これからの世代の人達に対してもよろしいんじゃないかというふうに思います。

委員

井面さんの方から信頼できないとかですね、そういうふうに私が言ったように取られたみたいですが、全く違うんです。こういうことなんです。例えばここに1,600㎡あるとしますよね、要するに40メートルメッシュというのはこうなんです、これを撤去しようとして、ここにその量とかですね、大体どのようなものが入ってるか調べる、要するに撤去を前提にそういうことですね、この報告書。その問題とこれをここに置いといてもいいんだと、要するに有害物質があるという、何があるか分からない、不法投棄物で何があるか分からないという時に、そういった時に自ずと調査方法が違うでしょうという意味なんです。ですから私は、これがですね、信頼とか全然そういう意味ではないんです。有害物質がここにあるのをですね、置いといてもいいというのは、ここに置いといてもいいということと、撤去しようという時に調べ方が全然違いますよね、皆さん例えば家を建てるとして住もうということと、壊そうというの

では家を見たって全然違うでしょう、例えば。それと同じだと思うんですよ。

委員

私の先程の発言の中で、北沢のごみどうしても駄目なら県がやるってこと言いましたけども、これ1行抜かして読んじゃったもんですから。どうしても危険性が出れば県が代執行するってことを言ってます。ということで訂正をいたします。よろしくお願ひしますね。どうしても危険性が出れば県が代執行しますということを県では言っているわけですから。先程1行抜かして読んじゃったもんですから、申し訳ありませんでした。訂正いたします。

委員長

ここでトイレ休憩したいと思います。10分間。

(10分間休憩)

委員長

再開をしたいと思います。

今皆さんに意見を述べてもらいましたが、何かまだ言いたい方がありましたら。

委員

ごみの減量化という話が出たと思うんですが、非常に私も大賛成なことなんで前にもお話ししたとおりですね、ここ3年間ぐらいの資料を見せてもらった中で、ごみが一般可燃ごみ、これは増えていると、にも拘らず、ごみ問題のことがあるんだということで、その出てる中での大体2割ぐらいが生ごみなんだよと、それやると大体600トンぐらいが年間馬頭から出てるんだと、それが減らないで増えてると、それではおかしいだろうと、そういうごみ減量化の考え方からして行って、この間言いましたけども、ごみ処理機、それは町の方でも補助金を出してんだから、農家の方なんかは畑に還元しちゃうからいいかもしれないですけども、特に町場の方などはそういったものを買入れて、そういった減量化に努めていただきたいなど、そういうふう考えています。そうしないと、ごみは出して、その先はどこへ行くのかとしたらば大桶の処分場ですよ、あそこで燃してるわけ、そしてそのごみが、焼却灰ですか、福井の方へ持って行って、そういう業者が潰れちゃうと、そのことによって県の方で代執行して、代執行の請求を受けていると、その周りでは農業もやってんだよと、施設園芸もやってんだよと、その農産物は食べないんだよと、そういうふうになったんでは困ることなんで、そういう意味からやって行って、ごみの減量化は是非やっていただきたい、そのように積極的に取り組んでもらいたいと思います。

もう一つはですね、先程石沢議員の方に質問したんですが、あの案件で先程資料を見せてもらった中では、納得いって無いわけですよ。あの中には入って無いと、私が言ってるのは平成8年の2月でしたか、の時の要請について不採択ってのが翌年あた

りて採択してると、その時の常任委員の中の言ってる内容で、皆不採択に賛成したんだと思うんですよ。そういう中で、今回新たにここに要請が出た中で、その石沢議員がそこに載っているということは、じゃどういふことがあって、そこにそういうふうになる理由があるんだらうと。別に変わることが悪いとかそういうことじゃないんですよ。その理由が分かれば、じゃあ自分達もそうなるのかとそういうことを、これは私達じゃなくて議員なんですから、町民の方に説明した方が良くないですかって言うのが考え方です。資料が無くて分からないようだったので、あと議事録を見てそういう議会なり、それから町民の方にそういう説明をすべきじゃないですか。そうしないと間違った方向に自分達が行っちゃうんじゃないかということが懸念されたので申し上げたのもう一度検討していただきたい。

委員

平成8年か9年だったと思うんですが、当時は社会教育常任委員会という名称でやったわけですね。しかし、ご存知かと思うんですが、議会というのはいろんな法律の柵に乗っかって発言しなければなりませんので、例えば賛成者が多ければ賛成、反対者が多ければ反対になっちゃうんですね。そういう中で、多分寄居町へ視察に行ってきた後の議会報告の段階の資料のことを言われてるのかなと思うんですが、その点で非常にその後何回も、昭和議会でも質問したこともあります、肝心な所、例えば水処理の問題で大きな、寄居町なんかは直径2メートルの長さ10メートルのタンクですよね。それが3本ありまして、その中を水が通ってきて、ろ過されて出てきます。確かに直径そうですね7センチか8センチのコップの中、高さ15センチぐらいのコップの中に、水道水と川の水と産廃の排水をろ過した水と3つ並べられました。その中では産廃の水が一番きれいだったです。無菌水に近いです。ということは、その下に金魚を放流してあるんですが、餌をやらないとプランクトンが湧かないんです。プランクトンが湧かなきゃ魚は死んでしまうんですよ。そういうことで無菌性に近い排水でしたということで答弁もしてあります。それからその今言われている、小川委員の方から言われてることは、そのときには賛成で今度は何で反対なんだっていうことを言いたいんだらうと思うんですが、議会というのは。

委員長

これは白紙撤回の件と違うの。

委員

以前のやつなんです。

委員長

それ以前のやつ。

委員

8年か9年の。

委員

9年です。9年だと思えます。1年ぐらい掛けて寄居辺りを視察してやってたと、私が言ってるのは、その変わったことが良いとか悪いとかじゃなくて、何故そう変わるのかと、変わる理由が知りたいということなんですよ。そうしないと本当にこういう危険がなんでもなかったんだよと、だからこういうふうになったんだと反対要請するんだと、それはそれでいいと思うんですよ。だからそうなる何があったんですかっていうことを聞きたいんですよ。あれ程、先程言ってるように水は無菌性に近くて、交通事故なんてのは、それ程起きるような問題では無いんだよとか、それからそういう。

委員

ちょっと質問途中ですが、その点で交通の問題などは言って無いと思うんです。

委員

ここで答えなくても、ここで言わなくてもいいですから。

委員

個人攻撃じゃなくて資料を見せてください。

委員

個人攻撃ではなくて。そういうことを教えてほしいっていうのが。だからそれは後で、ただ前の議事録を見て、それがもし自分のことを言ってて、もし違ってたと思えばそれはそれとして教えてほしいっていうのが私の考え方なんです。

委員

だから再度ね、先程調べて個人的に答弁いたしますってこと言ってるんですから。それを紙に書いて公にして、そして答弁をしろということになりますと、議事録を見せてもらわないと。何年も前の事ですからね。

委員

議事録を見て、これがこうなんだからこうなったんだよということは言って無いと。それを信じている我々だって、問題があるんだろうと思えば直さなくちゃなんないんだし、そういうことを言ったんです。

委員

だから後日、議事録を見せてもらってですね、そしてお答えいたします。

委員

私の意見に対して、多くの方の賛同があったと思ひまして、私非常に感謝しているんですけども。その中でですね、海老原先生の意見の中に、あそこをより安全にすれば、するためには雨水を入れる防止をすとかですね、森林伐採を行わないようにするというようなお話がありましたので、皆さんの許可が得られれば、この内容を事務局の方に追加していただくような形でまとめさせていただきたいと思うんですけども、一つその確認と一番最初に言いましたけども、この案がもしよろしければ答申案という形で提出させていただきたいと思うんですけどその辺の所を諮っていた

だけないでしょうか。

委員長

大別して二つの意見になったと思うんですね。それで石田委員の意見というのにかなりの方が賛同をされたわけですね。それでこの石田さんの意見に賛同される方は、この答申案で行きたいと、さっき石田さんが言われた答申案で行きたいということですよ。今言われた海老原委員が言われたことを追加してくださいよということなんでしょうか。

委員

追加して答申として事務局の方でまとめていただきたいと、一つの案ですよ。もちろん別な案もありましたんで、別な案は別な案でまとめていただいて結構なんですけども。私の方の案は、今まで聞くと9名の方はご賛同いただけたと思うんですけども。ですからこれはひとつの答申としてまとめていただきたいということを提案したいと思います。

委員長

どうなんでしょうねこれは。それは石田さんが加えることでいいんじゃないでしょうか。

委員

加えたものを提出していいっていうことなんですか。じゃなくて、これはもう下書きがありますんで、先程事務局さんの方ともデータ等お渡ししますってことなんで話しましたんで、海老原先生の言ったより安全にするためについて事で、この項目の中にですね先程、何遍も言いますが雨水を入れないこととか、森林伐採しないようなことを進めるっていうようなことも盛り込んで、事務局の方でもう一度文章の作り方も違うでしょうから、まとめていただければということ。

委員長

それならあれですね。もちろん賛同されてる方は、そのとおりにしていただきたいとこういうことだと思っただけですよ。もう一つの意見の方はどういうふうなんですかこの意見に対しては、いいですか。

副委員長

石田委員さんが言ってる中では、撤去ということは全然入ってない。

委員

いや、撤去は入ってます。もう一度言いますが、適正処理方策についてで、ただし、県の代執行による撤去や法律の改正、新法の適用等により、予算の確保ができ県の支障除去等の措置が可能となった場合には、馬頭町は全面的に協力することでは入っております。

委員長

代執行とかそういうもんでね、撤去ということなんだね。

委員

備中沢を造ってということは入ってません。備中沢を造って、そこに北沢の物を入れろっていうことは、そういうことは書いてありません。

副委員長

何人かの委員さんは完全に撤去するという意見で。

委員

ですから、これはこれで一つ。併案でもいいっていうことだったと思うんで、一つの意見として、答申の一つとして、採用していただければと思うんです。もう一つ撤去の方がいいという意見も確かにありましたんで、それはそれで今日の各委員さんの意見を事務局でまとまって無いと思いますんで、今日の意見を事務局さんの方でまとめていただいて答申という形でまとめていただければと思うんですけど。じゃあ作らないでくださいとそういうことを言ってるわけではありませんので、それはそれとしてももちろん作るべきだと思います。

委員長

それで賛同者があるんですから、それ入れたらいいでしょうよ。ですから2つの意見が出てきたと思うんですよね。石田さんの意見と、それからもう一つは撤去しなさいよという意見と2つになったと思うんですよ。それと中立というのはありませんけども、そういうことで2つの意見としてまとめていいでしょうかね。

委員

ちょっと待って下さい。今の意見なんですけど、確認をしたいんですけども。もしそれを、これは多分石田委員が言う前に、何人かは石田君のこの意見ですよというんですから、何人が集まってやったんだろうと思うんですけども、それはそれでいいと思うんですけどもね。ただそのことを取り入れて、それに対して今度は議論をこの委員の中でやるんですか、やらないんですかというのを一つと、もしやらないとなればそのままストレートに取り上げますよと、じゃあそれとちょっと異なった意見の人は、じゃあどうすんのと、じゃあその人達だけで集まって答申案を作ってもう一度やってお互い議論しないでこういうことで出しましょうよと確認だけで答申案を作るんですか、その辺の所を聞きたいです。

委員長

それは私ね、先程始まるときに申したんですが、もう一回あれですね、これまとめて皆さんに配布してということなら1日か2日前に配布して、そしてその後集まっていただいて答申案に対してまとめた文章に対して、再度検討を加えて確認をして、そして答申するというふうなことを言ったと思うんですが。ですからこれで決まるというわけじゃなくて、一応皆さんから出た意見を、今2つの大体2つの意見になりますよね。ですからそれをまとめていただいて、そして再度もう1回集まっていただいて修正する所は修正する。そして皆さんに確認をしてもらって決定をしてもらって、そ

れで答申するということではどうでしょうかね。

委員

それはいいですよ、いいと思いますけども。ただ、例えば全体的にまとまっちゃった状態の意見と、片やばらばらの状態の意見とあるわけですよ、それを今度はまとめて、事務局でまとめるのか、それともその人達が集まってもう一回集めてそれらしき文章にしてお互い同じような状態にしておいて、両論併記のような形を、そしてそこで話し合っただけ併記にするのかなっていう。

委員長

それは誰か音頭とってやれば、それは駄目だということとは言えないと思いますよ。石田さんらも24日に集まって決めたんですから。

委員

集まって確かに決めましたけども、それはこの場で意見を言うためであって、意見を言ってくださいと前回あったんで、じゃあ私らで意見をまとめましょうとまとめた話であって、じゃあ今日意見出たけどもまとまらなかったんで、じゃあ今言った意見の違う人だけ集まってやりましょうといたら、検討委員会になんないんじゃないですか。

委員長

ですから、ここでやりなさいよということじゃなくて、自然発生的にやることに對しては。

委員

そしたらですね

委員長

やったんでしょう。

委員

やったから、だから今日発表してんですよ。

委員長

ですから皆さんはいろんな意見が出て、撤去という意見が出たんですからですから皆さんだっているような意見があったんですよ。それをまとめてきたと思うんで、これは自然発生的に皆さん集まってやるなら、これはやるなということとは言えないと思いますね。ですからここで取り上げる問題ではないと私は思うんですから。

委員

そしたらもう一回。

委員

これ今日の意見を事務局で、最初の委員長さんの話では今日の意見を元に、また議論するというんじゃなくて、まとめて、そして訂正箇所なんかがあればという話しじゃなかったんですか。

委員長

ですからもう一回、修正とかね、いろいろこうあるわけですよ。ですからそういうことをやるんですから、これは私らは撤去する人が集まってこうしろああしろ、こうやるああやるっていったって、この場でやるなどは言えないでしょうとこう言っているわけで。

委員

そうすると今日提出した話しが最終じゃなくて、そうすると別な結論が出てくる可能性があるわけですねそうすると。

委員長

根本的には2つの意見ですから、その考え方において、考え方っていうかなんていうかな、いろんな意見が出たから、それがそのなんていいいますか、それをまとめていくということは言えると思いますよね。

委員

あくまでも今日の皆さんの発言は議事録に当然載るわけだから。

委員長

載りますね。

委員

それを踏まえて。

委員長

そういうことですね。だと思います。

委員

それなら良いんですけど、そうじゃなくて、集まって別な発想や何かを入れてということになっちゃうと全然話が違っちゃうから。

委員

それはおかしいですよ。当然今出した集約するなら集約しましょうと。

委員長

小川さんが言った意見はここで取り上げる問題じゃないですから。そういうことでしょう。

委員

最初私らがこういうことでちょっといろんな意見が出たのは、あのまとめる時になるべく自分らの意思がそっくり反映できるようにっていうんでまとめた意見の方がいいだろうというのがあっていいですよ基本的には。私らまとめた方がいいと思った根拠は、いろんな人がいろんな意見を勝手にわあわあ言って、それを事務局にまとめてもらうというんでは、やっぱり心配でしょうよ、どうまとまってくるんだか。だからそういうものがあるから、事前にやっぱりお話もしたんだし、それをもう一回集まってもう一回まとめに。

委員長

ですから私は、私がさっき発言したのは、いろんなその意見が出ますから、ですからそれを一応まとめてもらって、そしてこの次は、いろいろ修正とかする、答申というのはそんなにあれですからね、ここにも出てますけども、事務局の案が出てますけども、まあこういう方法でまとめるのが妥当だというふうに思いますよね。ですから皆さんは集まったというのは今日聞いたんですが、24日に集まったというのは今日聞いたんですが、ですからじゃあ反対の撤去の方は、ばらばらでいいのかということにもなってくるんじゃないかなと、なんだか分かんないと、何の撤去するのも色々ばあっと書いてあってなんだか分かんないと、これではまたおかしなことですね。やはり石田さんがまとめた、立派にまとまってると思いますよね。そのような方向でまとめないと、私はおかしな答申になっちゃうと思いますよね。

委員

だから今日の意見を。

委員長

だから私は、その撤去する人を集めてちゃんとしなさいよとは、この場で言うのはおかしいと思いますよね、それはね。ですから、どう皆さん考えるか分かりませんが、撤去される方は、まあその人らに任せるしかないでしょう。それで、というのは次に再確認する時には、それは今日まとめたものが出てくるわけですよ。皆さん何でじゃあ皆さんもそういう意味でまとめたんだと思いますよ。いろんな意見が出て、何がなんだか分からなくなっちゃうから、だからまとめたんでしょ。片方は撤去する方は、いろんな意見今日出ましたけども、そのまま列記して修正したりする所は修正したりして、それで出しちゃっていいのかということにもなるんだよね。

委員

まとめたというのは、結局最終答申を作らなきゃいけないということで、我々としては意見の合いそうな人で話し合ったわけですよ。それは今回この意見を言うという第7回の検討委員会に意見を言って答申書を作るからっていうのを前提に、ばらばらに意見を言ったんでは当然それはあのまとまりにくいということで、こういった形でまとめさせていただいたんですけども、撤去していいっていう人は、そういう考えが無かったのかもしれないんですけども、それで事務局の方でまとめて今日発言された方の話を事務局の方でまとめて、それで答申案みたいな形で出していただいて次回の検討委員会で討議すると、それが筋だと思うんですけど。また、もしここでですね、今言った賛成の人が集まってやったら、次の、そしたらもう一回やらなければ、話しがまた進まなくなっちゃうんですよ。

委員長

ですから、またやれとは言っていないですよ。

委員

もしやった場合ですよ。

委員長

やれと言って無いですよ。ですから、それはやるかなんだか分かりませんが、それはそれで、やるなどは言えないでしょうということです、皆さんもやってるんだし。ですから。

委員

やった結果をですね、やった結果を今日。

委員長

ですから、私としては、この次出た意見に対して、皆さんは石田さんの意見は理路整然とこうできてますから。まあおそらく修正するところはないと思いますよね。ですけれども、あと片方については、いろんな意見がありますから、これはいろいろとこう出てくると思うんで、次にそれをやればいいでしょうよ。

委員

それを事務局でまとめるということだったですよ。

委員長

事務局でまとめて出してもらって、それを修正をしたり確認をしたりして答申をしましょうとこういってるんです。

委員

それでいいですよ。

委員長

ですからさっきから言ってるように、撤去する人が集まろうが、集まるかどうか分かりませんが、それはこの場で検討する問題じゃないですよ。ですからその人らがまとめてきたら、検討委員会でこれはいいですよ、これはだめですよって出てくるかもしれませんよ。集まるなどは言えないでしょうということです。

委員

もちろんそんなことは言いません。

委員長

それだけです。

委員

そんなことは言いませんけども。

委員長

だから、まとめるのは事務局でまとめてもらうと。

委員

そうです。それは結構です。

委員長

そしてこの次の時に、再度、皆さんに諮って検討するというので、答申を出す

いうことですから。

委員

いいんじゃないですか。それなら問題ないです。

委員長

私は最初からそう言ってるんですよ。

委員

そうですか。そういうふう聞こえなかったんですよ。

委員長

だから集まるなどとは言えないでしょう。

委員

集まって作ってもらって出すのかなっていうふうに。

委員長

そりゃ出すかもしれませんよ。出すかもしれません、それは分かりません。出すなどとは言えないし。だけでも今日出した意見の中においても、あるんだと思いますよ、私は。集まったとしても。

委員

またそんじゃ俺ら書き直さなきゃってなっちゃう。

委員長

だから、今日集まった中の意見を整理して出すという場合は、出してくるんじゃないかという、これはもう私は皆さんがこの場で決める問題じゃないと私は思ってます。

委員

分かりましたよ。

委員

事務局を信頼してると思います。そして次回には、それを元にまた検討、修正できる所はするというふうなことです。そういう流れでこれから進むんであって、例えば2つ出てそれを1本にしないでちゃんないとか、なるべくそういうふうになった方がいいだろうけれども、ニュアンス的な所のばらばらの所もあるし、その辺が事務局でまとめてもらって、1日か2日前に届いて、それを見て当日それを修正できるかどうかとか、内容の検討して最終的に持って行くと、そういうことですよね。だからわざわざ集まってどうのこうのっていうよりは、事務局でまとめてもらって全体の集約をきれいにまとめてもらって、それをこの次、その修正なり検討なりするということだと。

委員長

はい分かりました。じゃあそういうことでいいでしょうか。そうすると今日はこんな程度でいいでしょうか。後は事務局でまとめてもらって。

委員

ちょっと一ついいですか。石田さん、さっきね海老原さんがいないから、私ちょっと間違ってるかもしれないが、そのままにした場合と撤去した場合と2つあるけども、私がどっちがいいとか言えないから2つの例を挙げたんですよ。そのままの場合は、堰堤を造っても台風等の自然災害で大きなものが来たら流出される可能性はありますよと、これを完全に防止するには雨水が絶対入らないような施設を造るか、そういう方法以外に無いですよというのと。それにはあの辺の自然、立木とか伐採しないということを実に規制しないと、そのままっていうことはありえないというような意見ですよ。

委員

そうです。そのとおりです。ですから、よりその方が現状のままにしても安全だからということ。ただ確かに自然災害があった場合には、もちろんあの益子さんのおっしゃるとおり可能性としては無いわけじゃないです。それは私の中にも入ってますので、それは問題無いと思います。

委員長

それで石田さんの答申書というのが、さっき出ましたけども、あのとおりで出すかどうか、これは答申書1と2というのが皆さんの所に行ってると思いますが、これに沿って答申したほうがいいかどうか。

委員

一応私表紙も作ってきまして、ほとんどこの答申案の構成に近いものなんでちょっと見ていただきたいと思うんですけど、まず表紙に何年何月ということ、で北沢地区不法投棄物適正処理に関する答申ということで、腹案が出れば1とか2とかになると思うんですが、その下に委員会ですね。私まだ委員としか書いてなかったんですけども委員会ということで、できればこの案に誰が賛同したか、それをまあ委員の名前だけじゃなくてですね、誰が賛同したかというのも私は書いた方がいいんじゃないかなと、次に目次ですね。目次があってその次から先程私が述べた内容になってますので、ほとんどこの答申の構成に近いんじゃないかなと、あえて言えば通常ですと名簿は検討委員会の委員さん全員の名前が通常は載るのかなと思うんですけど、2つの案が出るということであれば、誰がそこに賛成したかというのを入れるか入れないかはあれですけど、私として入れた方がいいんじゃないかなということで、一応ここに本答申に同意した委員は下記のとおりであるということで、名前を入れて町長に答申してもいいんじゃないかなということで案は作ってあります。

委員長

どうなんですかね。事務局で作った案がありますよね、片方は石田さんが言われていることとだいたい同じようなことなんですけど、どういうふうな答申案、様式で持っていた方がいいのか。そのままあれですか石田さんのを。

事務局

答申書の構成ということで1案2案と出しましたけど、うちの方で考えていたのは、表紙から6の適正処理の必要性ここまでを列記をしまして、その後適正処理のあり方ということで、この中で両論併記ということであれば両方入れて、その後審議経過、検討委員の名簿ということで、うちの方では考えていたということなんですけど、両論併記ということになれば、適正処理のあり方の中にこういう方法がありますよ、こういう方法がありますよということで入れようかなということで考えていたところ
です。

委員長

というのはこれだと思うんです、第1案の方かな。この中で両方の意見を入れていきたいというふうな、事務局では考えのようですが、これは私どもが決めるんですから。

委員

私が作った中では、県の考え方とかですね、備中沢との関連とかですね、その辺の所も入ってますので、若干事務局さんで考えた案とは内容が変わってきてると思います。そういう意味から言わせていただければ、なるべく私たちの案の原文のままですね、提出させていただいて、第2案という形の書き方については、例えばこういう案もあるかもしれませんし、第1案と同じような書き方で例えば違う反論を書かれるのであれば、そういう方法もあってもおかしくはないかなと、ちょっと内容的に事務局の案だけでは、私らの案は補えきれない所があると思いますので、できればこちらで作った案を採用していただきたいなと、そんなふうに思います。

委員長

要するに、そのまま原文で出したいということなんですね。

委員

そうですね、原文プラス先程海老原先生の言った項目は追加してですね、勿論書式的に事務局の書き方があるでしょうから、それは書き直すってことで、それはやむをえないと思うんですけども、内容的には原文のままでお願いしたいと思っています。

委員長

もう一つの意見はどういうふうにしたら良いんでしょうかね。

副委員長

どうもまとめづらいことがあるんですよ。片方というか撤去の方々の意見なんか無視されているような感じで。ここに原案を持つてくること自体が私おかしいんじゃないかなと。

委員

持ってない方がおかしいんじゃないですか。だって今日は検討委員会で最終にどうまとめようっていう会なんじゃないですか。

副委員長

その前の時に持ってくるように検討委員に指示でもあればね。

委員

あるか無いかは自覚の問題だと思うんですけど。

委員

だと思うな。だって当然私はそういう別な案という、そういうまとめ方になると思ってましたけどね。一つでは当然無いというふうに委員長さんがかねがね言ってましたから、両論併記っていうのは2案になるか3案になるか分かりませんが、それをこう3つなら3つ列記して、例えばその事務局の案でいえば、表紙とか、目次とか、はじめにとか、そういうふうな定義なんていうのは何方だって同じだと思うんですよ。そこから後はそうじゃないと、これ無理に例えば適正処理のあり方って石沢委員の挙げたあれもこれに当て嵌めると全部ばらばらになっちゃいますよね。そうすると折角考えてこういう方法が良いだろうと検討した結果をばらばらにされちゃったんでは、つながらなくなっちゃうし、折角勉強してあれした意味がなくなっちゃうと思うんですよ。

副委員長

両論併記ということをするには、石田委員さんの意見をそのまま採用したんではちょっと両論併記にはならなくなっちゃうと思うんですね。だから石田さんの方のあれは参考にして、事務局で両論併記のやり方をする、私はそう思います。

委員

今まで内容を聞いてますとですね、私石田さんの意見に賛成しておったんですけども石田さんが私という言葉を使うから逆に誤解を招くようなことがあると思うんです。石田さんの方を自分に対してこれはいいことだっていうことで賛成したんですけども、賛成って言うよりも同意しているような状態なんですけど、その辺が理解できれば問題無いんじゃないかと思うんです。

副委員長

撤去すべきだという人の意見はどういうふうに。

委員

別な形、表紙をどうするかは別ですけども、例えば表紙なんかは変わっても良いと思いますけども、表紙を合わせてですね答申の1と答申の2という形で作られれば良いんじゃないかなと思うんですけども。

副委員長

答申書が2冊出るわけですか。

委員長

これは先にね、先にこの石田さんの意見まとまっちゃってるんですよ。これは非常に良いんだか悪いんだか分かりませんが、どうなんでしょうね。この次撤去はどうまとめるかという、皆さんはどういうふうに、それに対して参加してくるんです

かね。

委員

さっきから、かなり複雑にしているような気がするんですよ。

委員長

ここで撤去した人らは、撤去した案をどうしようかということになるんじゃないかなと思ってますんでね。

委員

撤去の方がいいっていう意見の人がありましたね、それを事務局でまとめてですね、その2にして出せば良いじゃないですか。これに沿って事務局でまとめて言ったことは全部議事録に載るわけですから、これに沿ってこれに沿って。

委員長

皆さんは撤去の方を事務局でどうまとめるか分かりませんが、皆さんの意見をまとめるでしょう、その時にまとめる時に撤去の人の皆さんはどういう。

委員

これでいいんじゃないですか。

委員長

これでいいじゃなくて、まとめる時に発言するんですかしらないんですかということになるんですが、どうなんですかね。

委員

だってそれは、今日の意見を踏まえていけば問題ないんだから。

委員長

修正をして検討して確認をして、そして答申を出したいということですから、ここで出た問題についてね、あれしなくちゃならないでしょう検討。

委員

事務局で。

委員長

確認しなくちゃならないでしょう。その時に皆さんはまとまってるでしょう。皆さんの意見はまとまってるでしょうよ。ですからこんどは撤去のまとめだけだと思うんですよ。撤去のほうのまとめだけ。おそらく、そうでしょう。その時皆さんはどういうふうな、委員として意見を述べるのかと、こうお聞きしたいんですが。

委員

それは一番最初の話に出たことであって、まとめたことに対して次回意見を述べましょうということだったと思うんですよ。ですからこちらの一案として出しますんで、これはこれに対しての意見をまたいただいてもいいと思うし、第2案が出たら第2案に対してお互いに意見を述べてそれで間違いとかですね、無いようにしてお互い納得、納得といってもおかしいかもしれないですけども、内容を見て確認して今日の

発言とまったく違うことが書いてあったんではまずいですから、その辺の所があってればですね、それでいいんじゃないかなと思うんですけども。

委員長

要するに石田さんの意見の方も検討していただくということだね。

委員

もちろんそれは今日は案ですから、これは案として出すんですけども、この原文を崩さないでほしいということで、これは次回の時には当然最終的なこれを答申とすのかどうかというのは検討の余地があるっていうのであれば、それは意見は言うておかしくないんじゃないですか。

委員長

そうしますとですね、一応事務局でまとめていただいて、この次の時に再度皆さんとお話しをするということでいいですね。どうですか、どんどん考えがあったら意見を言うてくださいよ。

委員

答申が二つ2本出るということで、第1案にはそれを作成した人の名前を出す。もう一つの方にはもう一つの方の名前を出す。そういうことだと、この検討委員会がまとまってないというか、どちらにも同じ名前が書かれる必要があるんじゃないかなと思うんです。先程石田委員からも今日の答申について言うてほしい。答申出した方も次回の答申の時に意見を言わしてもらおうということであれば、それがふさわしいと思うんですけども、であれば片方の意見を出した人がそこに名前が載るっていうことではなくて、全体として下に全員の名前が載ると、それが良いんじゃないかなと思うんですけども。だから、この答申は我々が出したんだよ、この答申は我々が出したんだよ、そういうことではなくて、これは検討委員会ですから、そういうふうにわざわざしなくても、私は賛成派だと私は反対派だということをここで強調する必要は何も無いわけですから、検討委員会から出すということであれば一つになって出した方が良いんじゃないかなというふうに思います。

委員長

それではその前にですね、どういうふうにまとめるかということは、それでは事務局の方に今日の意見を、皆さんの意見を集約してもらって、まとめてもらうということでいいでしょうか。二つの意見としてね、出てますから。それでいいでしょうか、どうでしょうか。いいですね。

(委員一同賛成)

委員長

分かりました、そういたします。

事務局

そうすると、今言われたようにずっと列記して、その方策で2つの方法があると、両論併記ですか、そういうことで一本ということで良いのでしょうか。

委員

そういうことじゃなくて、第1答申、第2答申であると思うんですよ、だから第1答申は誰それじゃなくて、それが1枚になって、第1答申第2答申があつて、検討委員会で名前が列記されると。

事務局

そうすると先程石田さんが言われたように、石田さんの方の答申を第1とすれば、それ以外の方策を第2として、1枚の答申書でも2案という形で出すということですか。

委員

例えば表紙が1つで、次が2つあってもいいと思う。藤田さんが言うのは名前が誰が同意したと書かないで、最後に委員の名前を書けば良いんじゃないかと、それは私は良いと思いますよ。

委員長

1枚になるか2枚になるか分かんないけども、答申として2つの意見を列記したらいいでしょうよ。

事務局

第1案、第2案。

委員長

第1案、第2案なんて付けないで。

委員

人数的に、議事録を見れば誰が賛成したかっていうのは分かることですから。そこまであえて。

委員長

それではそういうことで良いのでしょうか。答申案は2つの意見を列記してもらおうということが良いですね。

事務局

まとめる側の立場として確認しておきたいことなんですけども、今室長の方で話したのは、要するに答申書として1つのものとして出すものとするれば、最大限共通的なもの、例えばここで言っている目次とか、はじめにとか、経過とか、そういうものっていうのは当然答申書は1つだと、答申書はね。ただ先程井面委員が言ったように、当然食い違う意見があるわけですから、それはそれぞれ列記するんだというふうな考え方を両論併記でも仕方ないんじゃないかと事務局の方は思ったわけなんです。1つの答申書の中に2つの意見があると、先程の石田委員の話を聞くと表紙だけ1つで、

中は2つの答申書みたいな話しだったと思うんですが、事務局案としては例えば県の庁舎の検討委員会とかあるいは東大芦川のを見ても両論併記なんですよ。ただ答申書としては1つで最大の共通理解を図れるもの、例えばここだと北沢の撤去方策をどうするんだというものに対しての今までの流れとかに対しては、共通項目出てくるわけですよ。どうしても1つにならないというような項目を2つ列記しているのが私なんかが見た話しなんです。そういう意味からすると、問題は我々案の方で出しましたけども項立、これが問題であって1つの案としては、例えば石田委員が内容が変わっちゃうから項目は変えないでほしいんだと、できれば文句も変えないでほしいんだとありましたけども、問題になっているように仕方がないんじゃないかと、処分場で行かなきゃならないんじゃないかという人達にとっても、当然項立があるわけですけども、それがばらばらになるよりは、やはり答申を受ける側からすれば同じ項目で違う意見を共通に述べた方が分かりやすいんじゃないかなというふうな形は事務局として思ったんですが、ただ、だからこそ項立てを今日決めてもらいたいと思ったのは、どういう項立にすれば一番いいのかなと我々考えついたのは、この項目ですけど、もちろん絶対の話しではないですし、これはあくまでも叩き台ですから。あるいは1つの案としては、石田委員の意見に代表される項立で同じようにその項立で今の処分場で処理するっていう形でのものを比較検証するような書き方がいいのか、あるいはそれはあまりにも一方的だということで、もう少しその内容を若干修正してもらって、こういう項立でというような話を今日ここで決めてもらおうと後でまとめる側としては楽かなと。先程石田委員が言ったように項立とか文言を変えないでそのままにしてほしいって話で1本にまとめるとすると、今石田さんがお考えになった項立の所に同じ文で意見が合わない部分を書いていくというような形になっていくんじゃないかなと。その辺の所を論議していただくと非常に分かりやすいかなと思うんですが。まるっきりその、様式がまるっきりとは言わないですけど様式が違ったものが2つ出た時に、それを答申を受ける側としては、検討する材料として非常に検討しづらいんじゃないかなと思うんですよ。諮問に対してこういう意見、こういう意見というふうな、後で比較検討する場合の答申を受けた側としては非常にやりやすいんじゃないかなと事務局では考えたんですが。その辺のところはどうかってことです。

委員長

第1案ですね。第1案は丸のあたりまでは統一的な意見でいいか。

事務局

若干違う。

委員

違いますね。

委員長

だからそれは要するに6番か7番辺りに掛けては別記していくと。

事務局

基本的に答申書は1つという考えです事務局は。答申書は1つだと、今言ったように答申案の1、答申案の2ってことは考えづらいかなど。何番とは言わないですから、ここまでということをごここで話し合ってもらって、最大限ここについては共通項目、それでも当然事務局で草案書きますから、おかしければこの次検討してもらえばいい話ですから、共通項目で書けるものをひとつ、それから共通にならないものに関してはそれぞれの意見を記すと、その項立もどのような形がいいかっていうのも、ここで話してもらおうのが書く方側にしては楽なんですけども。

委員

そういうことであれば、私の意見としては1、2、3、4番、表紙。

事務局

案の1ですか。

委員

案の1です。案の1の表紙、目次、はじめに、4番の北沢地区の不法投棄に関する主な経緯と8番と9番、審議経過と検討委員会委員名簿、これについては共通項目でいいと思うんですけども。あと中について、これを要するに北沢の現状について不法投棄現場の状況ということでこういう書き方にすると、今まで言ってきた中が若干変わってくる可能性もありますんで、できれば処分場を造った方が良いという方の意見がまとまっていないようですので、できればこちらで作ったものに対しての、これはどう書くかあれですけども、例えば1番で北沢不法投棄物の処理と備中沢最終処分場・・・についての、例えば私共の案1にすれば案1にして、別な意見があれば案2で書いて併記すると、そういう形でおそらく全てが全て意見が食い違うってことは無いと思うんですよ。意見が合う所も必ずあると思いますので、そういった所は別に無理に2つ書くことも無いですし、できればそういう形で私もずいぶんいろいろ考えて練ってきましたんで、原文はできるだけいじらないで作っていただきたいと思います。

委員

これあたりまえのことですけども、町長は検討委員会のなんて言うの結果を重視するって再三おっしゃってるわけだから、やっぱり検討委員会の雰囲気というのかな、そういうのも含めて分かりやすすくないと困ると思うんですよ。だから当然全量撤去の皆さんのも、そういうその書式に則って書いた方がよければそういうふうに書いていいと思うんですけども。そうするとそういう意見の人が例えば多かったのか少なかったのかというのが分かんなくて、判断の材料の時に多少のあれが出ちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

委員長

ちょっと待ってください。今言った問題は後にしてください。まず答申書をどのように作成していくか、今石田さんが言ったようにですね4番あたりまでは、あとは8

番9番、共通意見だと、ですからこの間。ここに先程言われたものを書いてくださいよと。それと列記して撤去の方も書いてくださいよということなんですね、そうですか。

委員

私としてはそれでも。できれば別の方が良いんですけども。1つにまとめたいということであれば、そういう形でできるだけ折角作ったものですから、これを基にやっていただければと思いますけども。

委員長

どうですか今の石田さんの案について。

委員

今までね、自由な立場で委員そのものがね、検討してきたわけですよ、さっき副委員長の方からあったように、こういうふうにまとめようとかあるいはここで票決して過半数で決めようということは絶対無いんですよ、この要項の中にね。そういうことでやってきたのに石田さんの方ではこれをまとめて答申すると、まあ文章になって非常に名文だと思います。しかしそういうことじゃなくて自由な発言できたんだから、ここで撤去に賛成する人に自分らでそれを作れなんて言ったって、この会議そのものがおかしいんだから、そうじゃなくて、事務局ではその石田さんのちゃんとした文章もあるし、我々が今まで7回検討してるんだから、その記録もあるんだから、事務局で今言うように答申の構成ですか、1つにまとめて、こういう意見もあるということで作っていただいて、そして答申していただきたいということで全員の名前を最後に入れるんなら名前を入れて提出すると、それで本当にそれでは不満だということであればちゃんとした立派な文章があるんだから、こういう文章もありますよと町長に見せたって私はいいと思います。そういうことで、やはり折角ここまで7回も来てるんだし事務局がこれだけ優秀な事務局があるんだから、成文化されて答申していただきたいというふうに考えております。

委員長

この第1案でいきたいと。

委員

はい、結構です。

委員長

困るねこれね、どうしてまとめていいんだか私も。

益子尚武委員

ああだこうだ言うようでは、やはりこの要項のままで来てるんだから、皆で最後でね、これは反対だ、あれは賛成だなんていうことで変な別れ方はしないでもらうためにも、ここで1つの答申にさせていただきたいと思います。

副委員長

私もそれを言いたかったんですが、ここまで来て別々な答申書出す。

委員

発言の間には非常にね、気に障るようなこともあったかもしれませんが、これは皆一生懸命発言したんだからこれは仕方ないと思います。あんなに石田さんも立派な文章作ったんだから、それをやはり見せたいと思うから活用していただきたいと。

副委員長

事務局があるんですから。

委員

石田さんの案に賛同したものとしては、一応文章を読んでそれに対して賛同しているので原文のまま、石田さんもおっしゃってましたけど、それもお願ひしたいんですが2つの案にしてしまってもいいのではないかと思います。それと答申というか検討委員会の中で行われた審議の雰囲気をいろいろ町長に分かってもらうために、さっき井面さんも言いましたけれども、誰が、僕は自分の名前を載せて石田さんの方に書いてほしいと思ってるんですけども、少なくとも人数、賛同した人数そういったのは入れるべきだと思います。そうじゃないと判断する基準が曖昧になってしまうと思います。

委員長

そうするとあれなんですね。石田さんの案に対してですね、石田さんの案は付記っていうかね、付け加えてそれを出す。この方法でまずは案1でですか、ここでまとめて行きたいという意見が今出たんですよ。それと石田さんの案は併記にしていたきたいという意見になったんですが。

委員

例えばですね、答申書作成の案1の7番、適正処理のあり方アの応急対策、ここにですね実施主体とか実施の時期って書いてあるんですけども、こんなこと検討委員会で話してないですよ。費用の捻出方法とかこんなこと検討委員会で話してないのにどうやってこれまとめんですか。

委員長

これは除くべきだね。これはあくまでも叩き台、案ですから。

委員

案と言われても、こういうふうに作りたいって案で出てるんだから、これではできないでしょう。

委員長

その時は除いたらいいでしょう。駄目だというのなら除けばいいんですから。

参考人助役

答申書のまとめに入ってるわけなんですけども、ただいま石田委員さんの方からありましたように、共通する部分については共通事項として列記をしましてね、答申部

分についての処理の方式、それが当然違うわけですから、その部分については今のですね、答申内容を記載をして2通りで出すと、表題は1つですけども、例えば案1の6と7の様な内容については、2通りありますよというふうな形になろうかと思うんですよ、そういうふうなことでまとめていただければ、事務局の方としては整理をして早急に作成する。そういう形でまとめるのがよろしいかなというふうに思うんですけどね。どうでしょうかね。

委員

ただ私が言いたいのは、全体の流れがあると思うんですね。第1回検討委員会からの流れがあると思うんです。その中で県が来て説明したこととかいろいろあると思うんですけど、一応そういったことも含めてまとめさせていただいた、私はつもりでいますので、それが例えばこの案の内容でいくと、例えば県の考え方とかですね、そんなことは含まれていませんし、ちょっと流れるにですね、変わってきてしまうと思いますんで、まとめ方はともかく内容についてはですね、いじらないで全て載せていただきたいと、一番最初の頭の見出しは別にしてもですね、内容については全て載せていただきたいと思います。

委員

この検討委員会の答申なので、答申を検討委員会内部で作ったということならば、それをそのまま提出することっていうのは全然問題無いのではないかと思います。それなのでできれば2部作ってもらえればと思います。

委員長

いつまで経ってもですね、進みませんからやっぱり併記を基本としてやったらいいいでしょう。この石田さんの案は石田さんの案で列記すると、撤去の方は撤去の方で列記すると、そういうことで併記でやったらどうですかね、いつまで経ったって前に進まないと思うんで。

委員

ただ一つその中でぜひ入れてほしいのはですね。意見はあってもですね、考え方の違いというのはあるわけですよ。それをどう表現するんですか、人数的に。

委員長

そこまでいったらね、終わらないですよ。皆さんの中だっているいろいろな考え方あると思いますよね。

委員

ですから、これに同意した人達っていうのは人数的にいますよね。これは同じ考えですよ、意見じゃなく考えが同意したからっていうこと、その人数っていうかそれをどこでどう表現するんですか。例えばですね、そのままにして現状のままにしておきましょうというのが、例えば6人でもいいです6人いましたと、こっちの方に全面撤去しなきゃなんないって3人いましたと、そういったものをどう表現するんですか。

数で出すんですかそれとも出さないんですか何にも。

委員長

それは後で話しをしようと言ったでしょうよ。ですから今は案をどういうふうにあを作成するか、この答申案ですね、これをどういうふうにあ2つの意見を入れていくかという話をしてるんですから、まずそっちをちゃんとしてくれないと、ごちゃごちゃになっちゃいますから。まずその点についてですね、はっきり決めていただきたいと思えます。そうでしょう、今言ったそっち何人こっち何人というのは、また始まっちゃったらどうなるんです、まずこれを決めてくださいよ。そうでしょう。

委員

先程議長が言われたように列記をして2つ作って、それで次回また検討するわけですから、その時に作り方を、最終段階の作り方を検討すればよくて、提出した案に賛成の人の意見というのを把握するには、後に今回の議事録を付ければ良いんじゃないですか。そうすれば細かいところまでニュアンスが伝わるし、誰がここに賛成していると、どういうことでそうなっているのかということも分かりやすいので、その作り方をすれば全然問題は無いんじゃないのかなというふうに思えます。

委員長

列記をして出したいということですよ。いいですか、それでは5番あたりから7番辺りに掛けて、これを入れてくという形で案を作ってもらおうと列記という形で良いでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

それでは次あれですね、どうですかまだやりますか。名前を入れるか入れないかの問題が出てますけども。こっちが何人こっちが何人と入れるということを今言ってますから、この問題についても検討しておかなきゃなんないかなと思えますが。

副委員長

やはり先程益子委員さんがおっしゃったように、真つ二つに分かれてこっちに名前書いてる人とこっちに名前書いてる人と、公文書としてずっと後までも残るわけですね歴史の、馬頭町の歴史に残るわけですね。まあそこまでは私なら考えたくないですがね。誰々はこっちに賛成して誰々はこっちに反対したという、そういう公文書として記録がずっと残るわけですよ名前が載ると。ですからさっきの藤田眞一委員さんが言ったように両方名簿を載せるなら私は良いと思えます。こっちの答申に誰々こっちの答申に誰々だよとそういう答申書っていうのは私は賛成できません。

委員

言いたいことは個人的なことなんですけども、僕としては石田さん案の方に名前を

書きたいと思います。それなんで答申書にはその名前を書くスペースを用意していた
だければありがたいなと思います。

委員長

ここでも2つの意見になっちゃってね。他にございますか。

委員

両方の意見があるっていうことを答申書にちゃんと謳ってんだから、その内容は議
事録がちゃんとあって、全て分かるんですから、それをここで謳ってる賛成反対を票
決で決めなさいじゃ無いんだから、その辺は皆さん自分の判断で事務局に任せて、こ
こへ全員の名前を書くのは結構ですが、両方の意見を別にして答申するということが
良いんじゃないかと私は思います。

委員長

そうすると藤田さんの意見に賛成だということですね。大金さんと藤田さんの意見
ね。

委員

誤解を招く言い方だったかもしれないので言いますが、それぞれ個人個人は自由
だと思いますけども、さっき言ったのは僕個人としては書きたいという意味ですので、
他の人も書かなきゃいけないとかそういうことは言ってませんので、スペースを用意
していただければありがたいということです。

委員長

それもね、やはり統一した意見でやらないとね。そこまでまたごたごたになっちゃ
ったんではね。どうしたらいいですか。

委員

こういうのは一人ひとりの正に、名前書きたいとか個人個人の話し聞いてたんでは、
とてもじゃないですけどまとまんないから、私、藤田委員みたいに本当のニュアンス
的な部分とか細かい部分てのは、やっぱり議事録を読んでいた方がよろしいか
と思うんで、あれしといて後に議事録を付けて、そうすればもしあの細かく見たいと
いうことであれば、それを見ていただければいい話だから。そうじゃないと委員会が
まるでまるつきりその対立構図でお互いその何を論じたんだかっていう共通項が無
くてですね、初めから〇×分かれていたみたいになっちゃうんで、やっぱり後に議事
録を付けて仔細はそっちの方で、というふうな方が私はいいと思います。ひとりだけ
名前が書いてあるとか、変なもんですよね答申読んで。そういう答申は無いと思
いますけどね。

委員長

今の高野委員の意見で良いでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

じゃそうします。

委員

あの、どういうふうに。

委員長

ですから、藤田さんの意見さっき言いましたよね。聞いてたでしょう。高野さんも同じ意見でしょう。

委員

ああ同じ意見という意味。ここの所でそんなに簡単に、両論併記っていうことは当然2つの意見とか3つの意見があれば、この意見の人はこんな委員が、この意見で別な委員がこんな意見を言ったって形の議事録っていうと変だけでもそれに近い形のあれかなと思ってたんですけども。ただこれだけいろんな意見が出ちゃって紛糾しちゃって、無理にもう時間も経っちゃってんだから、だったらそこの部分は一度帰って頭をよく冷やして、冷静に事務局なんかの意見もよく聞いて、次回の時に冒頭にそのことを議論したらどうなんですか。

委員長

藤田さんの意見で私は良いというふうにさっき受け取ったんですが、そういうことで私はそうしますと言いましたんで、そうしてくださいよ。

委員

そうすると、当然まとまった本というか答申書には、裏に議事録がくっ付いてるわけですよ。そういう答申書ですよ。異例のってさっきから話しが出てるけど、そういうのだって異例だと思うんだよね。異例ってことがなんか悪いことみたいに言う。だからその辺がよろしいんだったらば。そういう。

委員長

再度、藤田委員さっきの意見述べてください。お願いします。

委員

今井面さんの言われたようなことまでは考えてなかったんですが、要するにこの意見を最終判断するのは町長ですから、町長がどっちがこういう意見で、どっちがこういう意見というのを把握できれば良い問題ではないのかなというふうに思いましたので、数の問題があるでしょうから、それを把握するのはその議事録を見て判断してもらおう。答申としては答申で出して、それに付けて議事録と。だからホッチキスで留めないで答申があって、その後に議事録があるというような意見です。

委員

最初の藤田さんの話だと、最初1つになるかなと思ったんでそれでもいいかなと思ったんですけども、この前の知事の話もそうですけども、今日の副委員長さんと小高

さんの話もそうですけども、結局読み違いついていうか意見が違うんですね。はっきり誰がどうだったかというのは分からないわけですから、答申書を作って、確かに議事録の内容を見れば、こう書いてあったって読めるかもしれませんが、最悪読み違いついてのものもあるわけですね。知事でもそうですし、今日の意見でも合わないわけですよ。だからそういう意味からいったらば、はっきり町長これをもって判断するわけですから、それを考えればやはり署名をできる人、これは必ずやりなさいとは言いませんけども、星さんはしたいって言ってんですけども、署名できる人は署名すると、もちろん中立って大森さんみたいに中立って方もいらしてるところから、それはどちらでも、意見としては出さないって方は、最後の名簿の所に名前を載っけていいことであって、やはりそれは意見として自分にはっきりこうだって言える人は署名すると、そういう形でいかがでしょうか。

委員

私は石田さんの意見に賛成。

委員

賛成。

委員

私はですね。今の話聞いてますとあまり名前とかそういうの出さないっていうことを言うんですけども、やはり町長が考えた場合に、ああこんなに反対の人もいるんだと、じゃあ少し考えますかというような、そういうふうにもっていついていただきたいと思いますので名前は書かさせていただきます。

委員長

まあ答申書というのはね、2つ列記された場合ね、それで充分だと私は思うんですがね、そして今言った藤田さんの言われるようなことにすれば、一番良いんじゃないかと思うんですがね。そうすれば町長だって、これは重要な立場で。

委員

町長がまた悩んじゃうと思うんですよ、はっきりしないと。ずっとはっきりしないで来ましたから、また悩むようになることはさせたくないんですね、町長さんにね。大変だと思いますよ、また悩みますから。

委員長

答申を受けたら判断をすると、それによって判断すると、こう言ってるんですから、任したらいいでしょうよ後は。

委員

判断の基準として町民の意見を、特にこの検討委員会の意見を尊重すると言ってるんですから、その中で2案併記になった時には、今言ったように町長は悩むと思うんですよ、やはりどちらの意見がどうだったかということは、やっぱり参考として付けてやらないとやっぱり私はまずいのかなというふうには思いますけれども。

委員長

悩むのは当たり前ですよ、馬頭町の長ですから。その意見についていろいろね、今まで議論してきたのを見ていただいて、今度の列記されたものを見て、そして町長が最終的には判断するわけですから。かえって出してしまうと1票違いとか2票違いということになったら、本当に我々が町民の意見を代表してるのかということになるのかどうか、その意見が出たのがね。そういうことでかえって悩むんじゃないかなと思うんですよ。ですから。

委員

でも、町長はこの委員会の意見を大切にすって何辺もおっしゃってるんですよ。

委員長

私は最初に言ったけれども、多数決ではできませんよと、こう言ってるんですよ、ですからそれは一緒でしょうよ。何対何とこう入れたら。

委員

多数決だったらば、どちらかの案を否定してやるとかっていうのが多数決になっちゃうと思うんですけど、2案併記なんですから、決して多数決ではないと思いますよ。その意見で馬頭の町民としてはどれぐらい居るっていうのは、町長としては参考になると思うんですよ。だから無理に先程言いましたけど自治会の意見もまとまらないし自分の意見もまとまらないっていう人は、どっちも署名しなくていいわけですから、きちんと判断できた人だけが賛同するとそういう形ならば、町長も判断しやすいのかなとそんなふうに思いますけども。

委員長

考えればそういうのもあるけれど、何対何とこう出したら、これはもう多数決と一緒にだと思うんですよ私は。

委員

それは仕方がないと思うんですよ。どちらかですから。

委員長

議会じゃないんですから、これはそこまで、答申書に盛り込む必要は無いと私は思うんですけどね。

委員

冒頭ですね、3人の学識の方々を入れるか入れないかっていう話がありましたけど、今の話聞いてて、だんだんその筋書きが読めてきたような感じがありますね。初め皆さんそういうふうな判断で数を数えて、なるべく少なくしてその中で確保しようという、あまりそういう考え方しないですね、検討委員会ということでやってきた話しなんで、中身、人数的にどうだっていうのは、今日の議事録を読めば町長は分かるわけだし、やっぱりその方がっていうか、要するに個人的に署名するとか何とかということじゃなくて、両方の意見を出しておいて検討委員会としてはこういうふうな

両論併記ですよと、誰がどうかっていうのは知りたければ、議事録を読めば一目瞭然なんで、私はその方がいいと思うんですね。

副委員長

もうひとつ参考に、だいふ町長に検討委員会の雰囲気なり何なりを伝えることが重要だという話を聞いてますけれども、そのためにも助役さんがここに出ているわけですよ。検討委員会の内容を伝えるためにね、だと思っんですが。ですから、その心配はあまり無いということで、助役さんが会議の雰囲気なり何なりを町長に伝えていられるわけですからね、毎回伝えていると思います。

委員長

後は我々が出した意見に対して、町長が責任を持って併記だったらどっちか取るところ言うんですから、それに対して、また皆さんが、そこまで言ったのではあれですが、まあとにかくそういうことで町長は責任を持つところ言うてますから。今言った副委員長もね、この中の検討して来たいろんな意見というのは、町長もおそらく今までしたものを見れば、もう見てると思うんですが、良く分かると思いますから、そういうことで判断をしていただくことが一番私はいいのかなという気がするんですが。

委員

もちろん町長に対して答申は出るんですけども、私ら、少なくとも私は、もちろん町長さんに今度の答申のあれに書いたとおりに要請を撤回していただきたいって希望は込もってますし、そうしていただくことを望んでますし、だからそういうことを踏まえて私は、その私自身町長に対しても、それからこういう場を作っていただいて検討してるっていうことは、町民の多くの人も注目しているわけですから、そこで私がどういう意見だったっていうのは、やっぱり知っていただきたいっていう気持ちはあるんですよ。特にこの問題はものすごく結論が出るっていうか、結果が出るっていうか、問題が起こるといふかそういうのはどこの産廃処分場だっけ見てくれば分かるんだけど、できたばかりには何の問題も無い、将来が心配だっけというのが私なんかの、だからおそらく心配が出てくるのは正直な話、私が死んだ後かなっていう覚悟はしてんですよ。だからその時に、うちのじいさまどうだったんだっけっていうのは、分かりやすくなつた方が、他の委員さんからも責任をどう取るんだっけっていう意見も出てますからそういう意味でも責任の所在をはっきりする意味でも、私はできれば名前を石田さんの案に賛成ですということの名前を、私は町長でもないんで名前を残すこともないんで、せめてここいらのところで名を残したいと思うんです。

委員長

もうひとつ言いたいんですが、この委員会の選任については、町長本当に偏らないでよくこう皆さんいろんな意見が出せる皆さんをね、選んでくれたなと私は思ってるんですよ。そういう意味からもね、何て言いますか、ここで何対何というふうに出

してしまっってね、そういうその本当に何て言いますか、今までいろんな意見を出して検討してきたのを町長に、最終的には町長に責任を持って判断してもらって、そして我々が提出した意見について、検討委員会の結果を見て判断したいと言ってますから、選んでいただくのが一番いいのかなと気がするんですがね。私は本当に偉いと思えますよ。委員会をね、半々にこうまく分けてね。これは町長の責任で、やる気だったらば片方に寄った委員会にもできたわけですから。そういう意味で皆さんも理解していただければと。

委員

やっぱり議事録を後に付ければ、誰が賛成で反対か分かるって言うこともさっきおっしゃってることですし、結局分かるものは数字じゃなくてもいいですけど、名前でもこう書くとかそういうことで分かるように提示、分かりやすく提示するって言うのは別に何ら障害も無いんじゃないかと思えます。議事録を見れば分かるわけですよ。

委員長

その逆もあるわけです。それじゃあ何故そういうふうにするのかというふうにも取れるわけで、逆も言えるわけですから。

委員

それは半年ちょっと、一生懸命検討委員会に関わってきたご褒美だと僕は思います。

委員

時間も時間ですので、取りあえずですね、2月には2回開くという段階で、先ず事務局の方で今までの出された案をですね、集約した答申書を作っていただいて、そして2月の終わり3月議会の前にですね、またこれを再認識という形で名前を載せるか載せないか、あるいはここにも書いてあります恒久対策実施の時期などは検討していませんから、こんなもの載かっても何にもならないわけですから、その辺は事務局はプロなんですからはっきりと分けてですね、一度この答申書を作っていただいてモデルとしてそれをもう一度検討して3月議会までには提出できるようなシステムを3月議会までじゃなくてちょうど3月議会までには町長の方に、そういう段取りで行かないと、いつまで議論してもお互いのお手柄話になっちゃったんではお土産だとか死んだ後だとかではちょっと困るんで、そういう形で、あと3分で6時になりますので。

委員長

次回もこれは問題になってきますよね、決めておかないとね。

委員

だから一度モデルを作って。

委員長

1回ですからね1回。答申を町長にするのが2月中旬ということで。

委員

ああ2月中旬。

委員長

ですからあと1回ということできつき皆に諮ったんですが。

委員

とにかくモデルを作ってもらったらいいでしょう。原案。

大金伊一委員長

では原案を作ってもらって、そしてまた検討して。

委員

名前をどういうふうな方法で決めるか。あるいは案に対してはどういう先程お話があった今日の議事録がそこから載っかっていくのか、あるいは修正されるのか、重複するものはあると思うんで、そういったことをやっていただきたいと思います。

委員長

どうですか今、石沢さんの意見に対して。

委員

今の意見で賛成なんですけども、時間的にかなり余裕が無いと思いますんで、できればパソコンで作るんでしょうから、修正がもうここで決まれば、その場でもうパソコンで打ち込んでプロジェクターかなんかで確認を取って、皆にですね、確認を取ってもうこれでいいっていう形でやらないと、時間的に無理だと思いますんで、事務局で準備していただければと思うんですけども。

委員

時間は朝9時からやります。お昼も用意しますから。

委員長

今の名前を入れる問題、これは先送りっていうことでいいんですか。結局はそういうことでしょうか。

委員

どういう形で入るんですか。

委員

名前に関して1案なんですけど、町長としての意見を、もしあれでしたら聞いてきていただいて名前を入れた方がいいのか、入れないで答申もらった方がいいのか、それは助役さんの方をお願いして、町長が入れてくれっていうんであれば入れるし、入れないでくれっていうんであれば、それを次回の参考にしてですね、もう一回話しすればいいんじゃないかなと、受け取る側のちょっと意見も聞いてですね、次回話した方がいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長

どうですか。

委員

いずれにしても次回ということならば賛成です。

参考人助役

助役に責任が向いてきたんですけれども、基本的には全検討委員さんで検討したということで、藤田委員さんがおっしゃったような形で議事録でね、判断をすればいいと私個人は思っています。

委員長

町長に相談するって言うのは。

参考人助役

それで駄目なら相談しますけど。そういうふうな方針でいいのかなと思うんですけど。どっちにしましょうかっていうのも。検討委員会からね聞いてこいっていうのも。その前に検討委員会で。

委員

今日の話し合いを踏まえて、次の時はそんな雰囲気にはしないですよ。

委員長

どうですか皆さん。いいですかそれで。

委員

次回でいいってことですか。

委員長

それではそういうことで、次回にその問題は先送りするということにしたいと思えます。それではこの問題についてはこれでよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

(2) 次回の開催予定及び協議事項

委員長

それでは次、協議事項の2番目、次回の開催予定日ですね。この件について事務局の方で答弁をしてください。

事務局

今回は2月9日月曜日午後1時30分から、この会場で開催をいたします。通知は改めて発送いたします。協議事項につきましては、答申書の内容になると思います。答申書については、できる限りですね事前に送付できるよう努力したいと思います。ただ議事録の方はちょっとその時点では間に合わないかなと思います。よろしく願いいたします。

委員長

2月9日。

委員

1時半からで間に合うんですか。今日も1時半からで6時半ですよ。

委員長

早くしたらいいんじゃないの。じゃあ1時半開始でね、終わるまでやるということ
でどうでしょうか。

(委員一同賛成)

(3) その他

委員長

その他について何かございましたら。

(第2第3の処分場建設阻止の方法と処分場の許可条件について事務局より説明)

委員長

皆さん方向かございましたら。

委員

前回参考資料として野口さんの答弁書というか、この書類の中の水田内の重金属化
合物の酸化については参考事例がありますということから、この研究事例の内容が分
かる資料をいただきたいという話しをしたので、あまり必要無いかもしれませんが
ほしいのでよろしくお願いします。

事務局

すみません。事務局の方でいただいておりますので、極めて専門的なもの話しな
んで必要な方だけでよろしいかなと思ひまして、うちの方に用意しておりますので。
終わった後に来ていただければ、お願いします。

委員

それですね、他に7件だか8件ありますよというものは、ただ単に口頭で申請し
ますよと言ってるのか、文書で出してるんだと、文書であった場合には準備とか踏ま
えて申請の準備をしているのか、その辺の所を教えていただけますか。

事務局

3ページ見ていただきたいんですが、これの中で事業計画書とありますが、これが
一番最初といいますか業者が計画書ってありますよね、要項で定まっているもので、
これに概要が書かさってくるわけです。位置とか、施設の規模とか、あるいはそうい
うものが書かさってきて、今はその段階のものが7つというふうに聞いております。

委員

ということは少なくとも同意書があると。

事務局

同意書はこれには付いてこないようです。実際の土地の状況、地番とか面積とか地権者とか土地の状況とか、施設の概要こういうふうな施設を造りますと、それから簡単な資金計画とか、そういうふうなものを作ったのがこの計画書なんですが、そのあと地域の説明会とかして、そういうもの全部状況を付けた上で初めて今度設置の説明ですか事前協議ですねっていう形になりますから、最初の計画書の段階では同意書までは付ける形は無いようです。以上です。

(北沢の土地の変遷について事務局より説明)

委員

あの分からないんですけども、この南那須町の柵Tの下に表示変更ってあるんですけども、表示変更ってどういう意味ですか。例1の左側の。

事務局

これはですね、その前に売買ってことで南那須の柵Tってありますね。その方が住所を南那須から烏山に変更したその表示変更、所有者は上の方ですね。

委員

住所変更。

事務局

はい。

4 その他

委員長

他にありますか、無いですか。じゃあ終わってもいいのかな今度は。長時間にわたりましたて検討していただいて本当にありがとうございました。また座長としていろいろ不手際の進行については、お詫びを申し上げておきたいと思います。大変ご苦勞様でございました。

5 閉会